

埼玉県スポーツ推進審議会答申（案）

スポーツの推進に関する
基本的な計画について

平成 2 9 年 月

埼玉県スポーツ推進審議会

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 はじめに	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画の期間	
2 計画におけるスポーツの考え方	2
(1) スポーツの意義について	
(2) スポーツを通じた社会的課題の解決への期待	
3 本県のスポーツを取り巻く状況	5
(1) 社会状況の変化	
(2) スポーツ行政に係る国の動向	
(3) スポーツ行政に係る本県の動向	
第2章 本県におけるスポーツの現状及び課題	10
1 第1期計画（平成25年度～平成29年度）の達成状況	10
2 県民のスポーツ活動の状況	16
(1) 成人のスポーツ活動の現状と課題	
(2) 障害者のスポーツ活動の現状と課題	
(3) 子供のスポーツ活動の現状と課題	
(4) アスリートの育成の現状と課題	
(5) 本県のスポーツ資源の現状と課題	
第3章 計画の基本となる理念と目標	37
1 基本理念	37
2 基本目標	37
第4章 スポーツ推進に関する施策	41
1 施策の体系	41
2 施策の展開	42
○施策1 スポーツ参画人口の拡大 ～スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことによるスポーツ文化の醸成～	42
(1) スポーツムーブメントの創出	
(2) ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツ活動の推進	
(3) 障害者スポーツの推進	
(4) スポーツ参画人口の拡大をささえるスポーツ人材の育成	
(5) 身近でスポーツに親しめる場の充実	
(6) 健康の増進に向けたスポーツ医・科学の活用	

○施策2 子供のスポーツ活動の充実 ～生涯にわたり、スポーツに親しむ心を育てる～	50
---	----

- (1) 学校体育の充実
- (2) 運動部活動の充実
- (3) 地域における子供のスポーツ活動の充実

○施策3 スポーツを通じた地域の活性化 ～スポーツを元気で魅力ある埼玉づくりの推進力に！～	54
--	----

- (1) スポーツを通じた魅力ある地域づくり
- (2) スポーツの成長産業化

○施策4 世界に羽ばたくトップアスリートの輩出 ～スポーツ王国埼玉をささえるアスリートへの積極的支援～	58
--	----

- (1) トップアスリートの発掘、育成、支援
- (2) 障害者の競技スポーツの推進
- (3) トップチーム、トップアスリートと地域スポーツの好循環の創出
- (4) アスリート育成に向けたスポーツ医・科学の活用

第5章 計画の推進体制	62
-------------	----

- (1) 全庁的な推進体制
- (2) 市町村、学校、スポーツ団体、専門機関、トップチーム、マスコミ、民間企業等との連携、協働
- (3) 計画の進行管理

(参考) ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて	63
--	----

- 1 ラグビーワールドカップ2019 63
- 2 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 66
- 3 両大会における本県の推進体制 70

資料編	73
-----	----

- 埼玉県スポーツ推進計画（第2期）における指標 74
- スポーツ基本法（抄） 75
- 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例 76
- 埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する指針 77
- 参考とした主な調査の概要一覧 79

第1章 計画の策定に当たって

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

本県では、「埼玉県スポーツ推進計画」（計画期間：平成25年度から平成29年度）（以下、「第1期計画」という。）に基づき、「スポーツを通じた元気な埼玉づくり」を基本理念として、スポーツの振興を図ってきました。

また、この間、ラグビーワールドカップ2019（以下、「RWC2019」という。）が県営熊谷ラグビー場で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）が、さいたまスーパーアリーナや埼玉スタジアム2002など県内4会場で開催されることが決定しました。

「第1期計画」における取組の成果と合わせ、両大会の成功と高まるスポーツへの関心を更なるスポーツの振興へとつなげていけるよう、新たな「埼玉県スポーツ推進計画（第2期）」（以下、「第2期計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

「第2期計画」は、今後、埼玉県がスポーツを推進していく上で目指すべき施策の方向性や取組を示すものであり、「埼玉県5か年計画 ー希望・活躍・うるおいの埼玉ー」を踏まえたスポーツ推進に係る部門別計画です。

また、「第2期計画」は、スポーツ基本法第10条第1項に定める「地方スポーツ推進計画」としても位置付けています。

本県の実情を踏まえたうえで、国のスポーツ基本計画を参酌するとともに、市町村、スポーツ関係団体や広く県民からいただいた御意見や埼玉県スポーツ推進審議会からの答申を踏まえ策定しました。

(3) 計画の期間

平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5か年を、「第2期計画」の計画期間とします。

2 計画におけるスポーツの考え方

(1) 「スポーツ」の意義について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の前文では「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」とした上で、スポーツの定義を「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」としています。

スポーツは、スポーツ施設やスポーツクラブなどに行き、あるいは、チームや団体に所属し、専用の道具を揃えて行うものと考えられる人が多いのではないのでしょうか。そのため高いレベルの技術や意欲が必要と感じる人や、日常の生活とはあまり関係のないものとして捉える人がいるのも事実です。

その一方で、一人で手軽にできるウォーキング、ストレッチ、軽い体操、ヨガなどのスポーツや、また、登山、トレッキングなど自然と親しむスポーツを行う人も増えています。

ルールに則り、他者と競い合う競技としてのスポーツはもちろんですが、ハイキング、サイクリング、仲間との交流を目的としたレクリエーション、気分転換やストレス解消のための散歩や軽い体操などもスポーツです。

スポーツを「する」ことでみんなが「楽しさ」や「喜び」を得られること、これがスポーツの価値の中核です。

このように「第2期計画」では、高いレベルの競技から楽しみながら体を動かすことまでを広く「スポーツ」として捉えています。

さらに、スポーツは、「する」ものという考え方が一般的ですが、必ずしもスポーツは「する」ものだけとは限りません。スポーツを「みる」こと、「ささえる」こともあります。

スポーツを「みる」ことで、限界に挑戦するアスリートの姿に触れ、感動し、勇気が湧くなど、人生をより豊かにすることができます。

また、「みる」ことをきっかけに「する」「ささえる」ことを始めたり、「ささえる」ことで「する」ことにつながったりと、スポーツへの関わり方に好循環が生まれ、さらにスポーツの楽しさを深めることができます。

スポーツを「ささえる」とは、自らの意思でスポーツを支援することを広く意味し、指導者や審判などスポーツの専門家による支援のほか、ボランティアやサポーターなど様々な活動のことです。応援を通じて、スポーツを「する」人の力になることのほか、地域で多くの人々が交わり共感し合う機会にもなり、社会の絆を強くすることにも寄与します。

このような考えから、「第2期計画」では、スポーツを「する」こと、「みる」こと、「ささえる」ことを、広くスポーツとの関わり方としています。

(2) スポーツを通じた社会的課題の解決への期待

スポーツは、体を動かすという人間の本能的な欲求に応え、心身の健全な発達、健康や

体力の維持増進、精神的な充足感の獲得など、人が生涯にわたって健康で文化的な生活を営む上で大きな役割を果たしています。

さらに、スポーツは、人と人をつなげ、スポーツという価値を共有することで人々の意識や行動に影響を与えることができます。こうしたスポーツの力には、以下のような社会的課題の解決への貢献も期待されています。

① 共生社会の実現

スポーツは年齢、性別、国籍、文化や障害の有無にかかわらず、全ての人が分け隔てなく親しむことができるものです。スポーツを通じて他人への理解、共感、敬意を育んでいくことで、心のバリアフリーの推進や共生社会の実現への貢献が期待されています。

② 青少年の健全な育成

スポーツは身体の健全な成長を促します。また、スポーツによる仲間との交流を通じて、豊かな人間関係を築く力や他人への思いやりの心を育むほか、フェアプレーの精神や自らの限界に挑戦するための克己心を身に付けられるなど、スポーツによる青少年の健全な育成が期待されます。

③ 健康長寿社会の実現

スポーツを楽しみながら適切に継続して行うことは、加齢により筋力や活力が低下している状態の「フレイル (Frailty)」予防、運動器の障害により要介護になるリスクが高い状態の「ロコモティブシンドローム (locomotive syndrome)」予防など、介護予防につながります。また、生活習慣病の予防にも効果があります。そうしたことにより、医療費の抑制や健康寿命（P 6を参照）の延伸につながるなど、健康長寿社会の実現に貢献することが期待されています。

④ 企業等の活性化

働き方の見直しが社会的な課題となっている中、従業員の健康に配慮し、生産性の向上を図る健康経営が重視されるようになってきました。企業や団体等によるスポーツの習慣づくりを通じ、働く人の健康増進はもとより、組織の活性化が図られ、ひいては生産性の向上への貢献も期待されています。

⑤ 地域の活性化

スポーツには人を元気づけ、人を結びつける力があります。人口減少や高齢化が進む中、地域コミュニティの強化や地域の魅力づくりなどスポーツによる地域の活性化が期待されています。

また、スポーツ活動の活発化によるスポーツ関連市場の拡大や、スポーツ施設や自然環境など、地域のスポーツ資源を生かした多様なスポーツ大会・イベントの開催やスポーツツーリズムの推進により、地域での賑わいや経済効果が創出されることも期待されます。

3 本県のスポーツを取り巻く状況

(1) 社会状況の変化

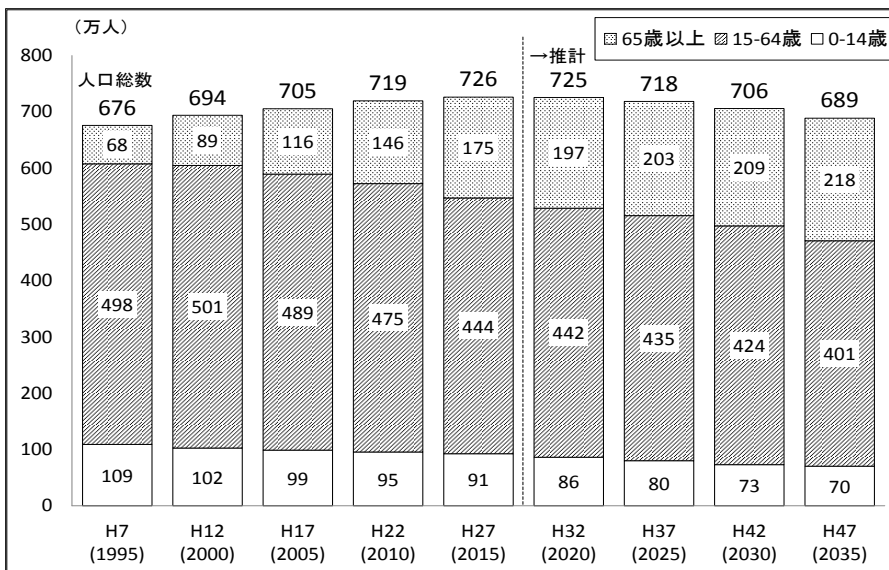
① 人口減少と人口構造の変化

本県の人口は戦後一貫して増加してきましたが、平成32年（2020年）から平成37年（2025年）の間に減少に転ずると見込まれています。

15歳から64歳までの生産年齢人口は平成12年（2000年）の501万人をピークに減少が続き、65歳以上の高齢者は、平成27年（2015年）の175万人から平成37年（2025年）には203万人に増加するなど、これまでに経験したことのない異次元の高齢化が見込まれています。

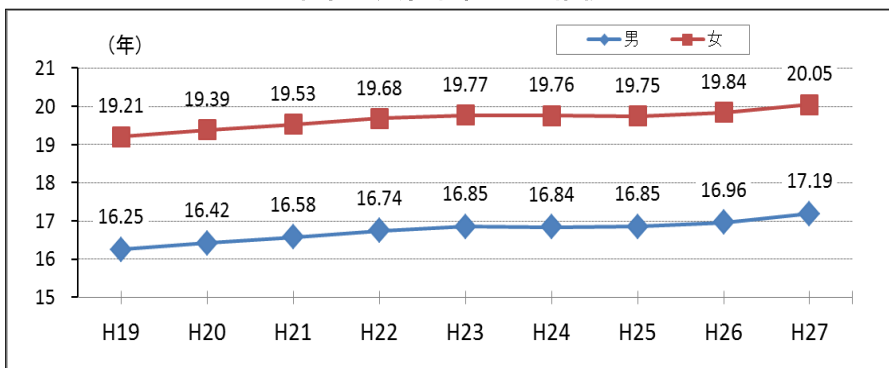
今後、増大が予想される医療・介護ニーズへの対応が大きな課題となることから、健康寿命の延伸を図るとともに、高齢になっても生き生きと活躍できる社会を構築するため、スポーツが果たす役割に期待が寄せられています。

本県の将来人口の見通し（年齢3区分別）



出典 平成27年までは「国勢調査」（総務省）、平成32年以降は埼玉県推計

本県の健康寿命（※）の推移



出典 埼玉県衛生研究所

※ **健康寿命**

65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間（「要介護2」以上になるまでの期間）

② 地域を取り巻く環境の変化

都市化や家族形態の変容、個人の価値観やライフスタイルの多様化などを背景に、地域におけるつながりや支え合いといった人間関係の希薄化による、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されています*¹。

また、日中のほとんどを通勤先の東京で過ごす、いわゆる「埼玉都民」については、日常的に地域への関心が低く、つながりが薄い傾向にあると言われています。

一方、東日本大震災などをきっかけに、人と人との「絆」の大切さが改めて認識され、地域でのボランティア活動を希望する人は増えています。

人口減少や高齢化が進展する中で、地域社会における活力あるコミュニティを今後も維持していくためには、県民自らが主体的に地域に関わり、県民同士が共に支え合っていくことが求められています。

③ 必要とされる地域の活性化

人口減少や高齢化が進展し、生産年齢人口の減少という構造的変化が生じる中、経済の活力を地域において維持していくことが課題となっています。

こうしたことから、本県においても地域に新たな人の流れをつくることが求められています。生活環境の魅力による人口の社会増を図っていくことに加え、多彩で個性豊かな県内各地域の資源を活用した観光振興等により、人の呼び込みを図っていく必要があります。

今後、RWC2019 や東京 2020 大会が開催され、国内外から多くの人たちが本県を訪れます。また、本県には多彩なスポーツ施設や豊かな自然などのスポーツ資源に恵まれています。

大会の開催を契機に、こうしたスポーツ資源を地域の魅力づくりやまちづくりの核とすることで、新たな人の流れや地域での賑わいが創出され、地域の活性化につながる事が期待されています。

(2) スポーツ行政に係る国の動向

① 東京 2020 大会等の開催決定

我が国では今後5年間でRWC2019、東京 2020 大会をはじめとする国際的なスポーツ競技大会が相次いで開催されます。

*¹ 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）（平成 27 年 12 月 21 日 中央教育審議会）

人々のスポーツへの関心がこれまでにないほど高まり、スポーツを通じて我が国の魅力を国内外に発信する絶好の機会となります。

国では官民連携のもと、2014年から東京2020大会を開催する2020年までの7年間において、開発途上国をはじめとする「100か国以上・1000万人以上」を対象とするスポーツを通じた国際貢献事業「スポーツ・フォー・トゥモロー」を推進しています。世界のよりよい未来を目指し、スポーツの価値を伝え、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントをあらゆる世代の人々に広げることを目指しています。

② スポーツ庁の創設

スポーツ基本法の制定、東京2020大会等の開催決定などを背景に、平成27年10月、文部科学省の外局としてスポーツ庁が創設されました。

スポーツ庁は各省庁のスポーツ関連施策に関する司令塔的役割を担い、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、国際競技力の向上はもとより、スポーツを通じた健康増進、地域や経済の活性化、国際貢献など、スポーツ行政を総合的・一体的に推進することを目的としています。

③ 第2期スポーツ基本計画

第1期スポーツ基本計画策定後の我が国のスポーツを巡る状況の変化を受けて、平成29年3月に第2期スポーツ基本計画が策定されました。

この第2期スポーツ基本計画は、スポーツの価値を具現化して発信し、スポーツの枠を超えて異分野と積極的に連携・協働していくことや、障害者スポーツの振興、スポーツの成長産業化など、スポーツ庁創設後の国における重点施策が盛り込まれています。

スポーツの価値が最大限発揮できるよう、各種の施策に取り組み、東京2020大会を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピック・ムーブメントやパラリンピック・ムーブメント（P66～67を参照）を推進することで、そのレガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現することを基本方針としています。

(3) スポーツ行政に係る本県の動向

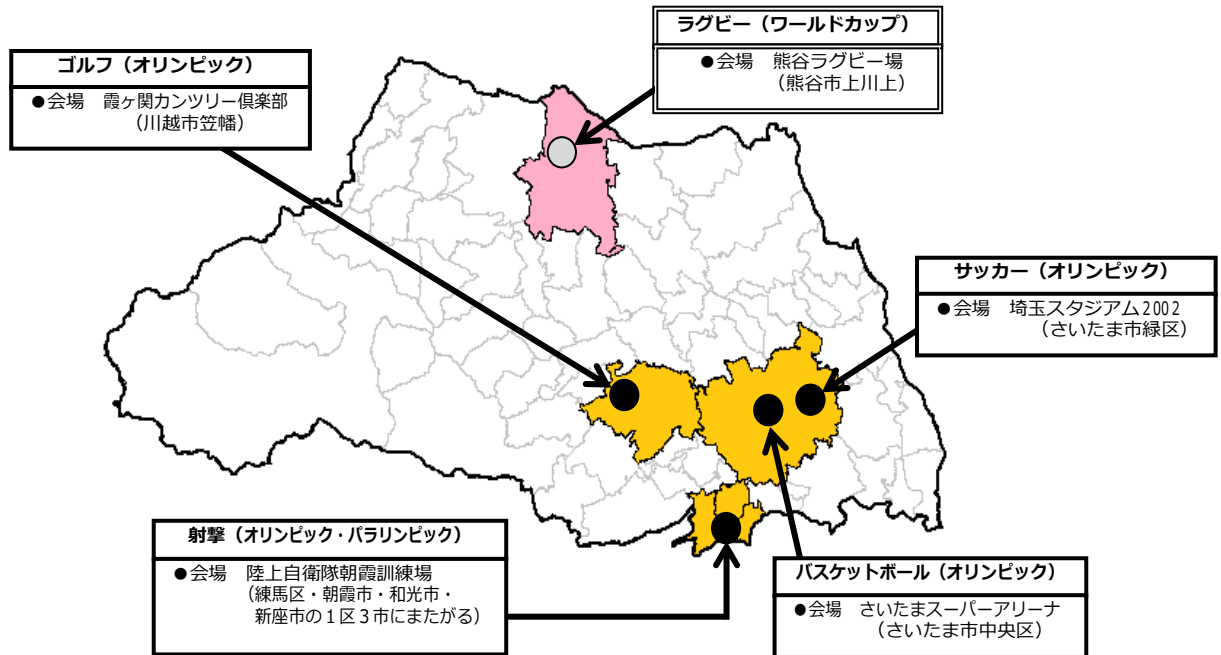
① 東京2020大会等の本県での開催

本県では今後、国際的なスポーツ競技大会が相次いで開催されます。

平成31年（2019年）には、RWC2019が県営熊谷ラグビー場で開催されます。

平成32年（2020年）には、東京2020大会がさいたまスーパーアリーナや埼玉スタジアム2002など県内4会場で開催されます。

ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会の開催会場



② 知事部局へスポーツ主管課を移管、スポーツ局長を設置

RWC2019、東京 2020 大会の本県開催の決定を踏まえ、平成 27 年度にスポーツ施策に関する主管課を教育局から知事部局へ移管し、新たにスポーツ局長を設置しました。これにより、両大会の開催準備を含め、「スポーツを通じた元気な埼玉づくり」を推進する体制が拡充されました。

③ 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 ラグビーワールドカップ 2019 埼玉県推進基本計画」の策定

平成 28 年 5 月には、RWC2019、東京 2020 大会の開催に向けて官民一体となり取り組むべき基本的な事項と方向性について、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 ラグビーワールドカップ 2019 埼玉県推進基本計画」を「2020 オリンピック・パラリンピック／ラグビーワールドカップ 2019 埼玉県推進委員会」*²が取りまとめました。

基本理念「オール埼玉による取組」と「スポーツを通じたレガシーの創出」を踏まえ、「SAITAMA PRIDE～スポーツ王国の底力を発揮し、埼玉を新たなステージへ～」をビジョンとしています。

さらに、このビジョンに沿った施策の方向性として「スポーツの多様な可能性の実現」、「世界に誇れるおもてなし」、「先進的な取組の世界への発信と地域産業の活性化」等をこの計画の中に盛り込んでいます (P 71 参照)。

*² オール埼玉で大会を支える体制を整備するために平成 27 年 11 月に設置された。県、県議会、県内市町村、スポーツ団体等で構成されている。

④ 埼玉県5か年計画 ー希望・活躍・うるおいの埼玉ー

本県を取り巻く社会経済状況の大きな変化に適切に対応し、将来にわたる持続的発展を実現するため、平成29年3月に「埼玉県5か年計画 ー希望・活躍・うるおいの埼玉ー」を策定しました。

本県では、平成29年度から5年間にわたるこの計画を県政運営の基本となる計画として、個別の行政計画の上位に位置付け、各分野における施策を展開することとしています。

スポーツの分野についても、重要推進課題として「ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピックの開催」が位置付けられているほか、「魅力と誇りを高める分野」の施策として「スポーツの振興」が盛り込まれています。

第2章 本県におけるスポーツの現状及び課題

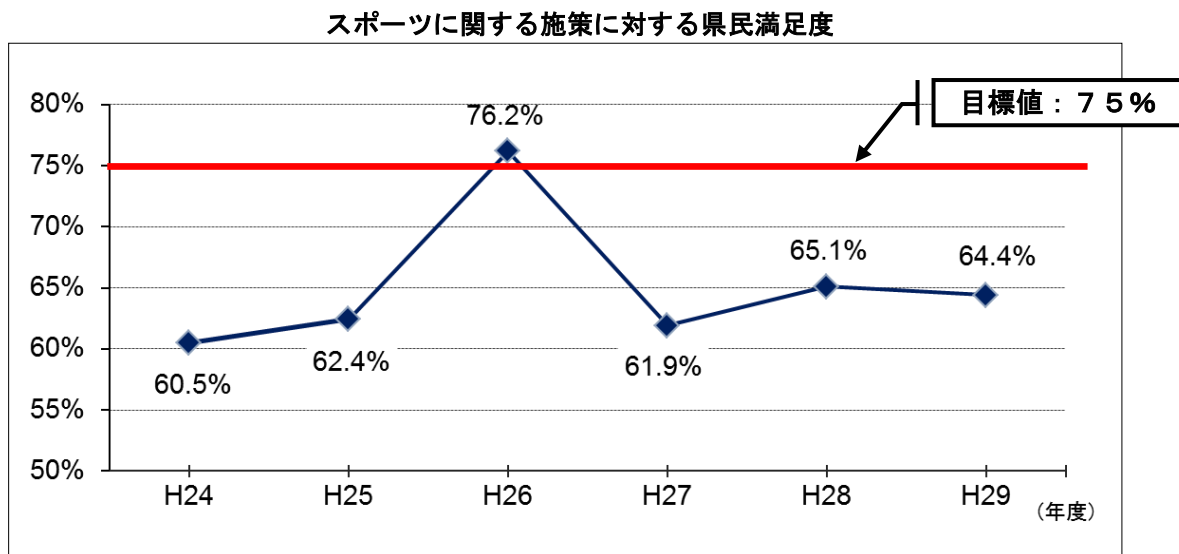
1 第1期計画（平成25年度～平成29年度）の達成状況

(1) 全体目標の達成状況

平成25年1月に策定した「第1期計画」は、「スポーツを通じた元気な埼玉づくり」のため、県民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツ活動に取り組める環境づくりを進めることを目指して策定されました。

「第1期計画」全体の目標を「スポーツに関する施策に対する県民満足度」とし、平成24年度に60.5%であった県民満足度を、平成29年度までに「75%」とすることを目標値としました。

平成25年9月のオリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催と、本県での競技大会開催決定を受け、平成26年度には76.2%まで上昇しましたが、平成29年度時点では64.4%となっています。



出典：埼玉県「県政サポーターアンケート（簡易アンケート）」

(2) 推進項目に基づく指標の達成状況

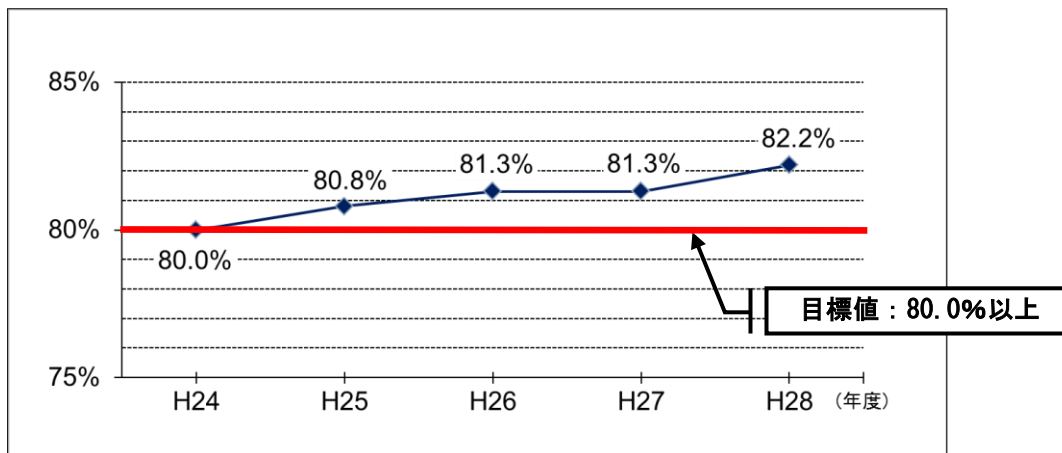
「第1期計画」においては、4つの推進項目を設定し、推進項目ごとに目標とする7つの指標を掲げています。

① 推進項目Ⅰ「学校と地域における子供の体育・スポーツ活動の充実」

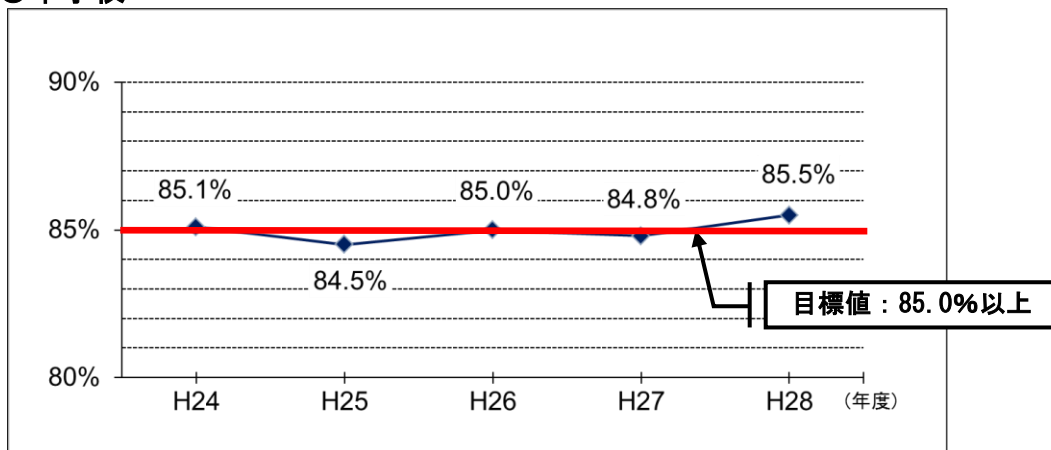
【指標1】体カテストの5段階絶対評価で上位3段階の児童・生徒の割合

平成28年度時点において、小学校は目標値「80.0%以上」に対し82.2%、中学校は目標値「85.0%以上」に対し85.5%、高等学校は目標値「90.0%以上」に対し89.3%となっており、概ね目標に到達しています。

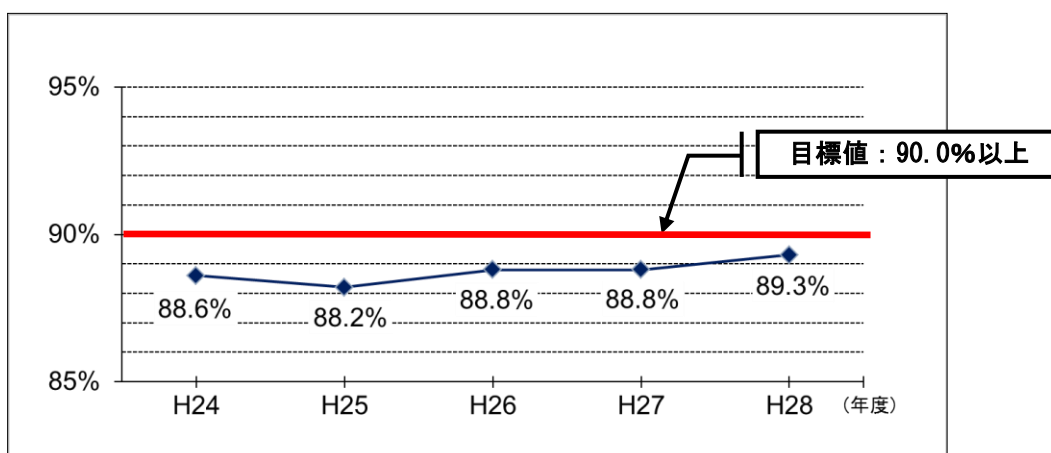
○小学校



○中学校



○高等学校



出典：埼玉県教育委員会「埼玉県児童生徒の新体力テスト結果について」

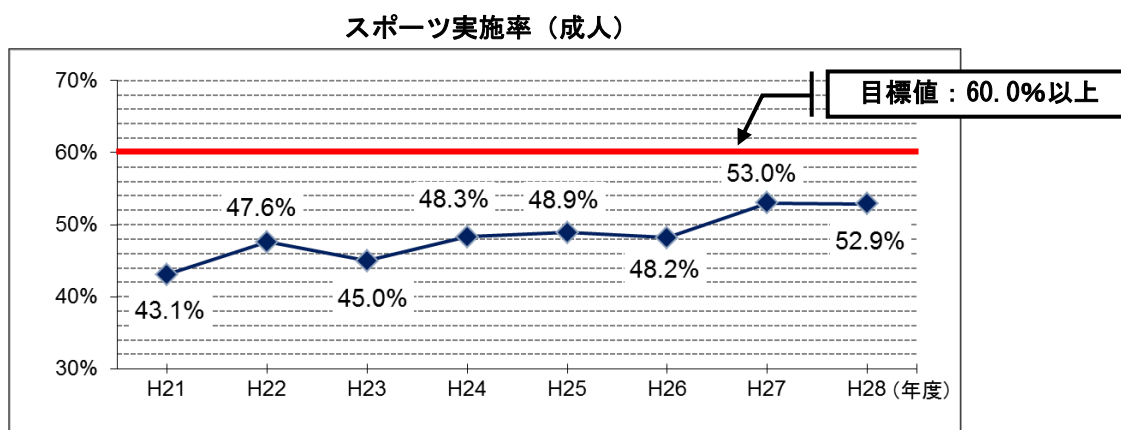
② 推進項目Ⅱ 「生涯にわたるスポーツ活動の推進」

【指標2】週に1回以上スポーツをする20歳以上の県民の割合

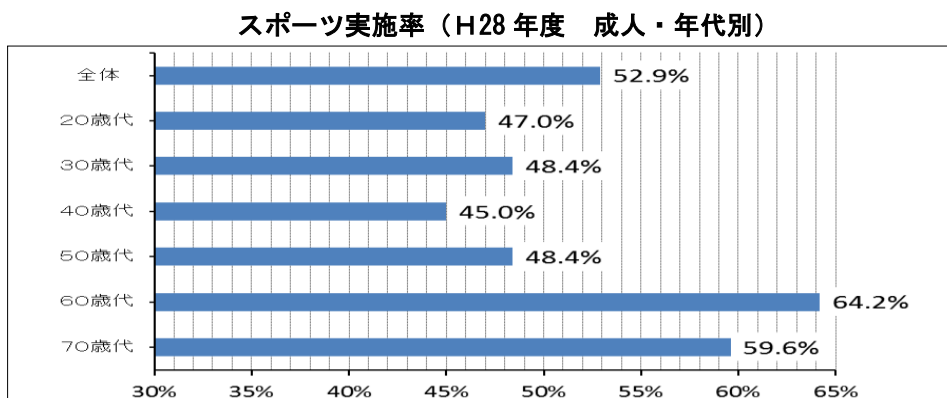
目標値「60.0%以上」に対し、平成28年度は52.9%となっています。

様々なスポーツ大会やイベントの開催、レクリエーション活動の普及などにより、全体的にスポーツ実施率は上昇しているものの、目標には達していません。

年代別にみると40歳代の実施率が45%と一番低く、働き盛り世代・子育て世代の実施率の向上が課題となっています。



出典：埼玉県「県政世論調査」

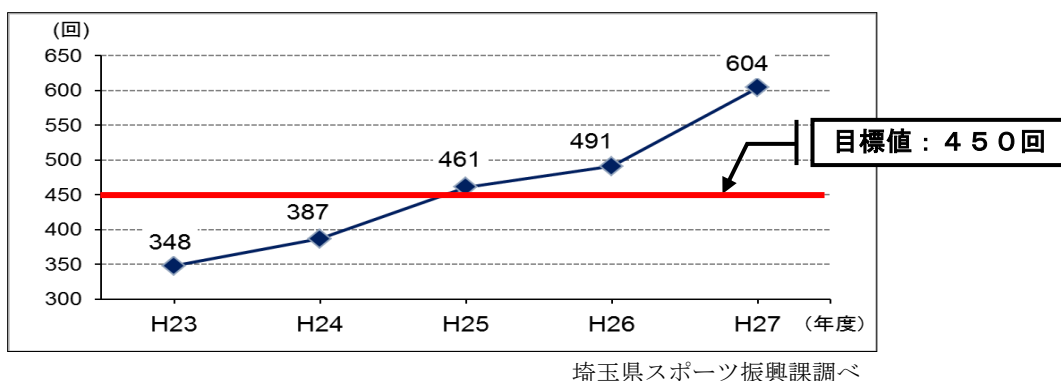


出典：埼玉県「平成28年度県政世論調査」

【指標3】総合型地域スポーツクラブが地域住民を対象として行うスポーツイベント等の開催数

総合型地域スポーツクラブの増加に伴い、イベントの回数も平成27年度時点で604回と増加傾向にあります。

目標値である「450回」を上回り、地域スポーツの基盤づくりに向けた積極的な活動が推進されています。



③ 推進項目Ⅲ 「国内・国際大会に向けた競技スポーツの推進」

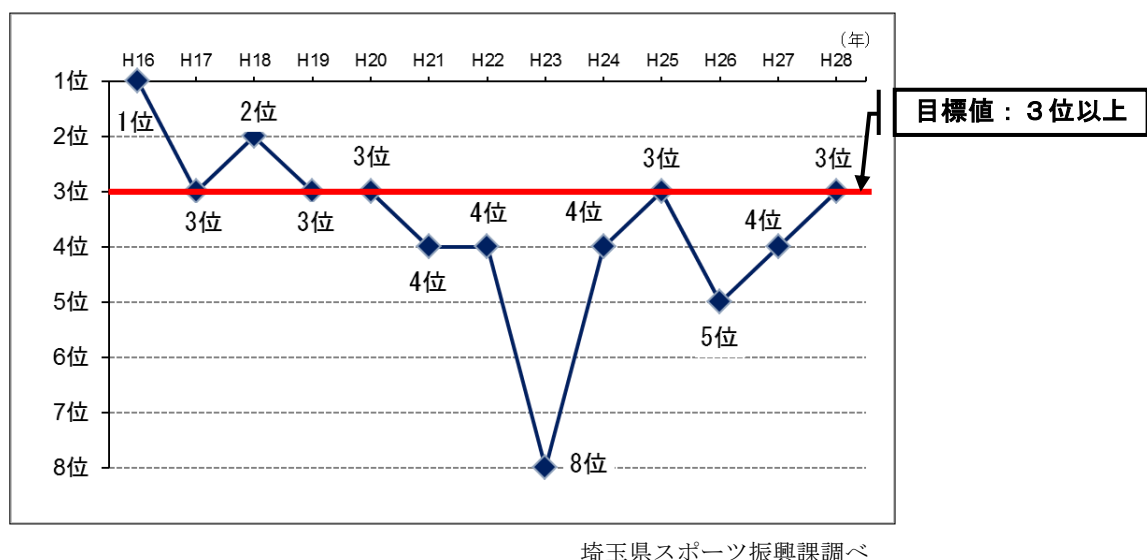
【指標4】国民体育大会における男女総合成績（天皇杯）

平成16年（2004年）の本県での「彩の国まごころ国体（埼玉国体）」の開催後、平成20年までは目標値3位以上の好成績を収めてきました。

平成21年から平成24年の間においては、それまで埼玉国体に向けて強化した選手の引退等や、女子やジュニア世代の競技力の伸び悩みなどにより目標を下回りました。

その後、競技力は回復傾向にあり、平成25年及び平成28年において目標を達成しています。

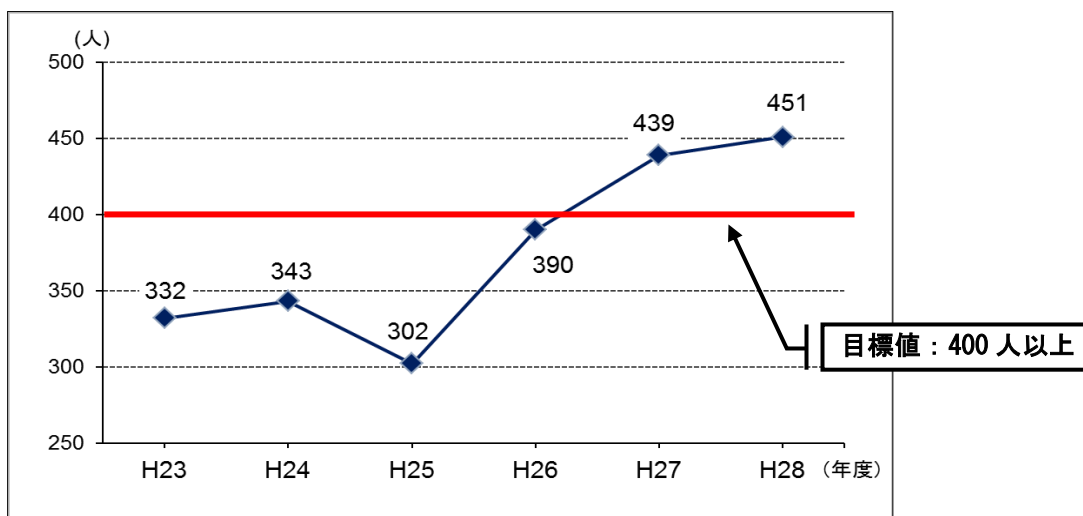
今後、スポーツ医・科学によるトレーニングを積極的に取り入れていくほか、指導者の資質向上などの継続的な競技力向上施策の推進が求められます。



【指標5】国際大会における8位以上の年間延べ入賞者数

選手の育成・強化に取り組んできた結果、国際大会における入賞者数は着実に増加しており、目標値「400人以上」に対して、平成28年度は451人となっています。

東京 2020 大会はもとより、その後の国際大会での埼玉県ゆかりの選手の活躍に向け、スポーツ医・科学によるトレーニングを積極的に取り入れるほか、国際大会ヘアスリートを導くことができる指導者の育成など、継続的な競技力向上施策の推進が求められます。



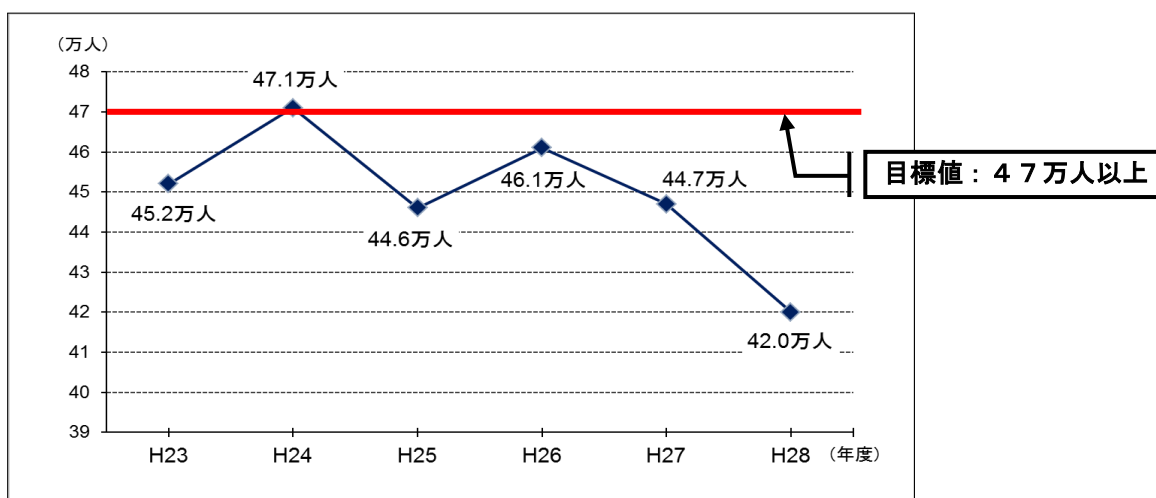
埼玉県スポーツ振興課調べ

④ 推進項目Ⅳ 「豊かなスポーツライフを支える環境作り」

【指標6】 県立学校体育施設開放事業の年間延べ利用者数

目標値の利用者「47万人以上」に対し、平成24年度は延べ47.1万人と目標値を上回りましたが、平成28年度の利用者は延べ42.0万人となり、目標を下回っています。

全ての県立学校において、体育施設の開放事業を行っており、地域におけるスポーツ拠点としての役割は依然として重要であることから、引き続き同事業を推進していく必要があります。

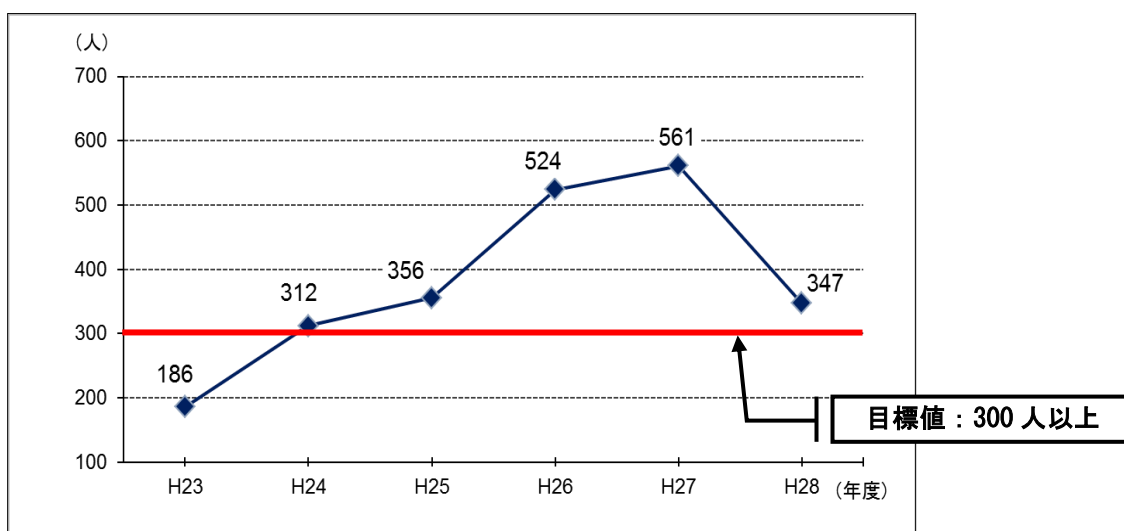


埼玉県教育局保健体育課調べ

【指標7】埼玉県スポーツボランティア制度による活動者数

県民が積極的にスポーツを「ささえる」活動を推進する「埼玉県スポーツボランティア制度」の運用を図った結果、活動者数は目標値の「300人」に達していますが、年度ごとに活動者数の増減があります。

スポーツボランティア活動の更なる推進のためには、県民のボランティア参加意欲や資質の向上を図るとともに、大会の主催者には積極的にボランティアの活用を図り、ボランティアがより充実感を持てるよう、大会を支えるボランティアの視点に配慮した運営が求められます。



埼玉県スポーツ振興課調べ

2 県民のスポーツ活動の状況

(1) 成人のスポーツ活動の現状と課題

① スポーツ実施状況

■ 週1回以上のスポーツ実施率

県政世論調査によると、1年間に週に1回以上スポーツをする20歳以上の県民の割合（スポーツ実施率）は52.9%で、「第1期計画」の目標値である「60%以上」には到達していません（P12参照）。

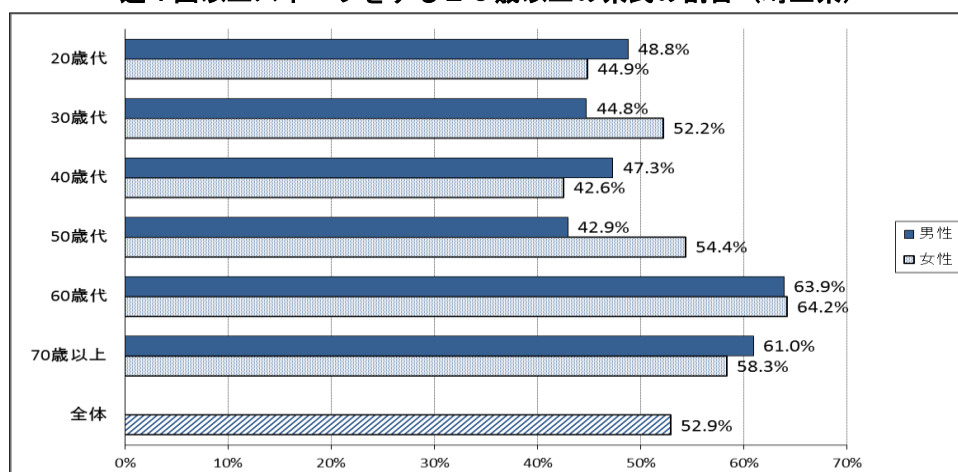
また、スポーツを「週に1回以上」実施した割合を年代別にみると、40歳代である「働き盛り世代」「子育て世代」の実施率が低くなっています（P12を参照）。

男女別にみると特に、40歳代女性が42.6%と低くなっています。

県民誰もが生涯にわたって継続して健康や体力を維持するためには、スポーツ実施率が低い「働き盛り世代」「子育て世代」をターゲットにした対応が求められます。

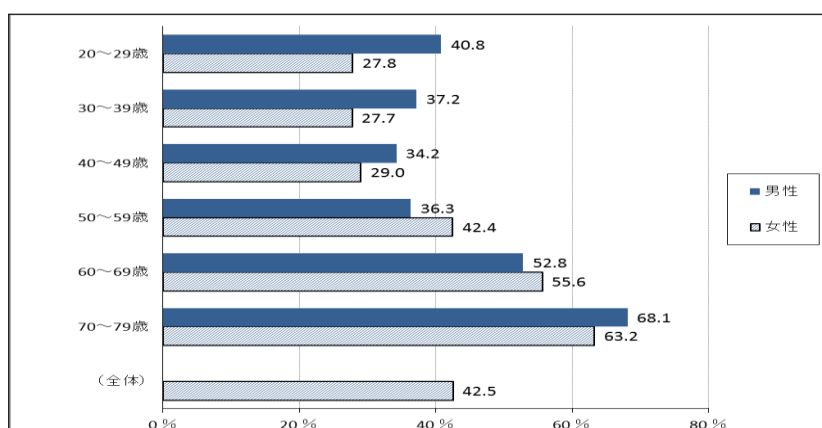
特に、スポーツ実施率が低い40歳代女性への効果的な取組が必要です。

週1回以上スポーツをする20歳以上の県民の割合（埼玉県）



出典：埼玉県「平成28年度県政世論調査」

(参考) 成人の週1回以上運動・スポーツをする者の割合（全国）



出典：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（平成28年度）

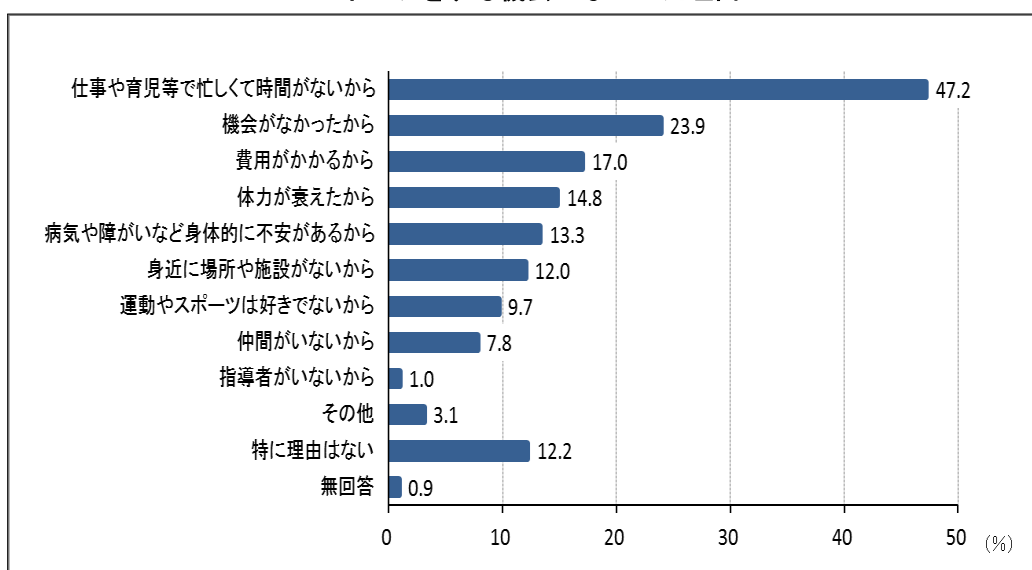
■ 週1回以上スポーツをする機会がなかった（しなかった）理由

週1回以上スポーツをする機会がなかった理由は、「仕事や家事・育児等で忙しく時間がないから」（47.2%）が最も多く、次いで、「機会がなかったから」（23.9%）、「費用がかかるから」（17.0%）、などとなっています。

仕事や家事・育児等で忙しく時間がない「働き盛り世代」「子育て世代」に、職場や身近な地域でスポーツに触れるきっかけをつくり、何よりもスポーツの「楽しさ」や「喜び」を感じてもらうことが重要です。

また、スポーツをあまり経験していない人を含め、より多くの人に、スポーツを身近に感じていただき、さらにスポーツに親しんでいただけるよう、レクリエーションや様々なスポーツに触れていただく機会を拡大・充実していくことが重要です。

スポーツをする機会がなかった理由



出典：埼玉県「平成28年度県政世論調査」

■ スポーツをする理由

平成28年度に実施した「スポーツに関する県民意識・実態調査（以下、「実態調査（成人又は児童生徒）」という。）」によると、運動やスポーツをする理由は、「健康や体力の維持・増進のため」（61.1%）が最も多くなっています。

「第1期計画」策定に際して、平成21年度に実施した「埼玉県民のスポーツに関する意識・実態調査」の結果（47.8%）と比較して、その割合は増加しています。

また、年代別に見ると年代が上がるほど、運動やスポーツをする理由として「健康や体力の維持・増進のため」と回答された方の割合は増えており、60歳以上で76.2%と高い割合を示しており、高齢者の健康や体力への関心の高まりは明らかです。

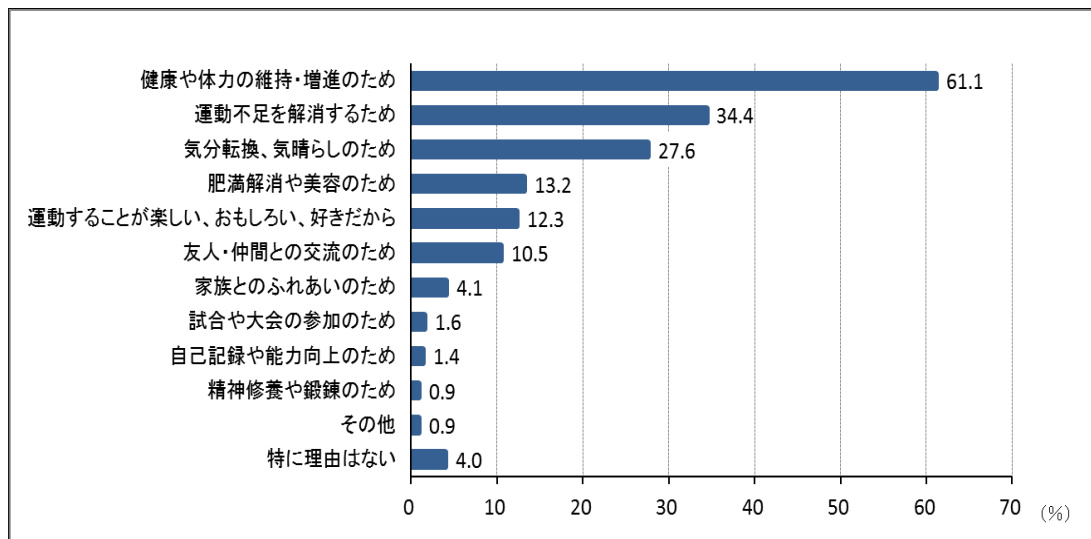
20歳代から30歳代については、「気分転換、気晴らしのため」との理由が他の世代に比較し高くなっており、ストレス社会の中で生きるこの世代にもスポーツの価値が求められていることが分かります。

また、「運動することが楽しい、おもしろい、好きだから」との回答が、12.3%と低い割合にとどまっていることから、スポーツ実施率の向上に当たっては、スポーツの

持つ本来の魅力、楽しさや喜びを感じてもらえる取組が求められます。

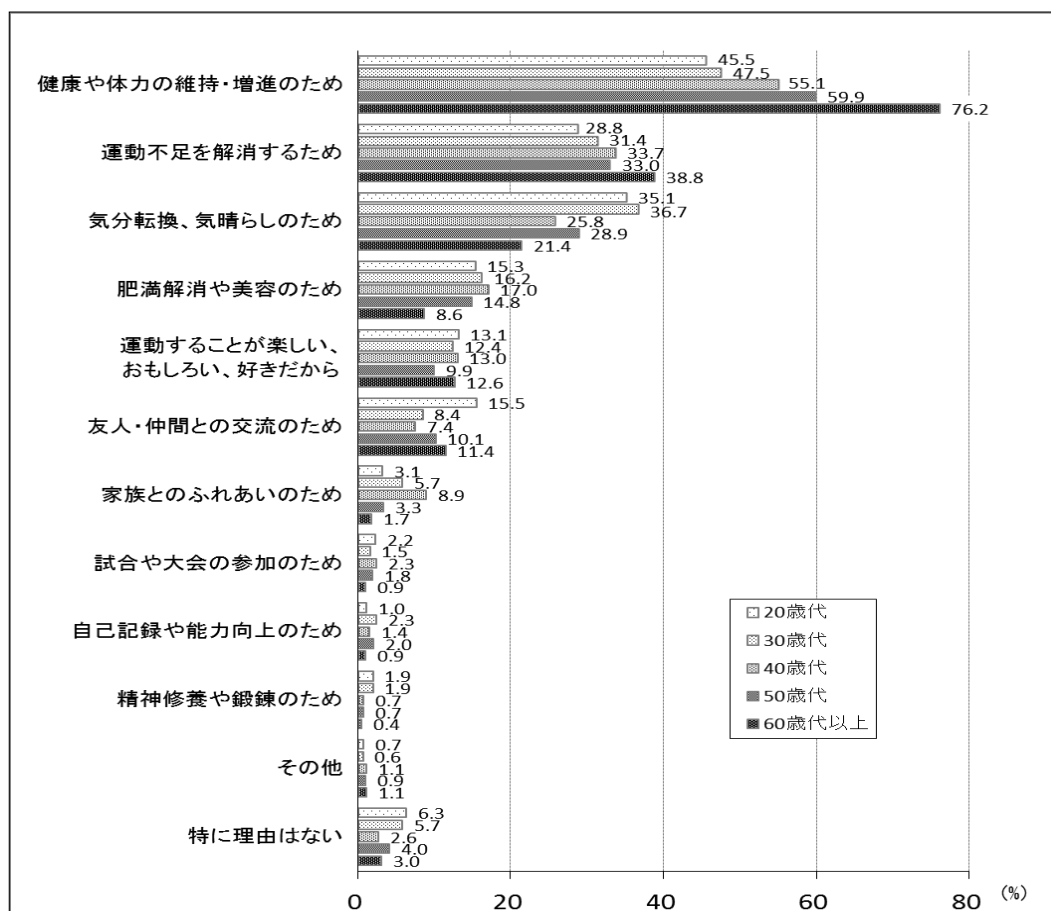
なお、広く継続的に県民にスポーツを楽しんでいただくためには、無理のない、適切なやり方でスポーツに関わっていくことが必要です。そのためには、スポーツをする際の正しい知識の普及とともに、十分な知識と技術を持つ指導者の育成と活用が重要になります。

運動やスポーツをする理由（成人）



埼玉県スポーツ振興課「スポーツに関する県民意識・実態調査」(H28年度)

運動やスポーツをする理由（成人・年代別）



埼玉県スポーツ振興課「スポーツに関する県民意識・実態調査」(H28年度)

② スポーツ観戦・スポーツボランティアの実施状況

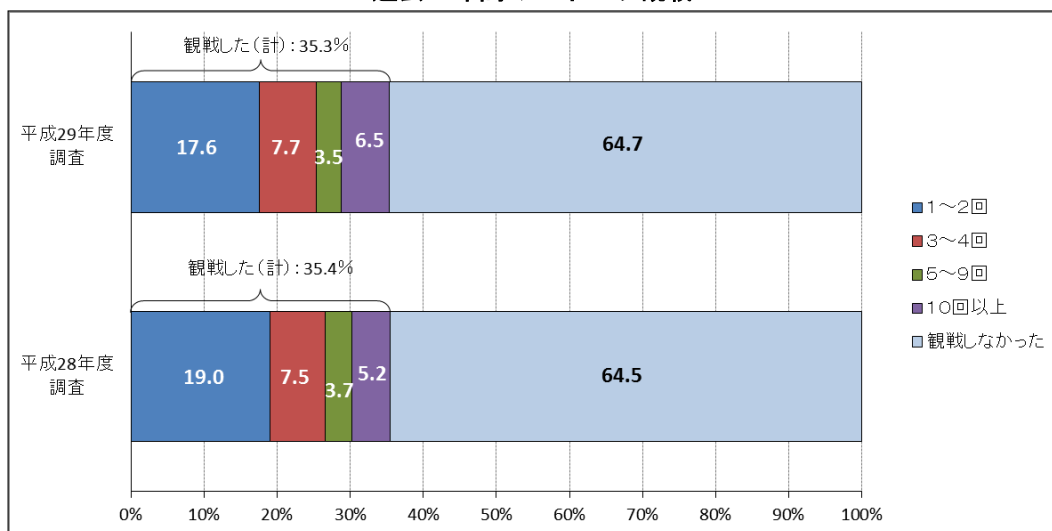
平成29年度県政サポーターアンケート（第105回簡易アンケート）によると、過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合（プロ、アマを問わず）を実際に会場で「観戦した」と回答した人の割合は3割半ばにとどまります。

また、スポーツボランティア活動（スポーツイベントやスポーツの指導への協力等）を行った人の割合は5.1%ですが、当該活動を「行いたい」と思っている人の割合は約3割であり、スポーツ観戦をした人と同程度の割合となっています。

更なるスポーツ参画人口の拡大に向けては、「する」スポーツに加えて、「みる」、「ささえる」というスポーツへの関わり方を積極的に提案し、スポーツの魅力を発信していく必要があります。

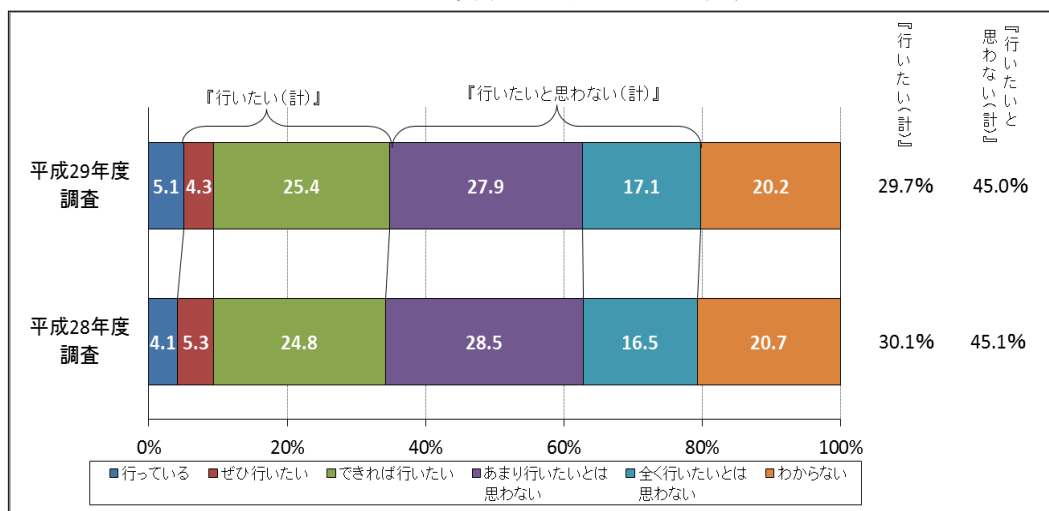
スポーツ観戦やスポーツボランティア活動をより活発にするためには、魅力あるスポーツ大会やイベントの開催、スポーツ関連情報の積極的な発信が求められます。また、スポーツボランティアの育成を推進するため、研修の充実も重要です。

過去1年間のスポーツ観戦



出典：埼玉県「平成29年度県政サポーターアンケート（第105回簡易アンケート）」

スポーツに関するボランティア活動



出典：埼玉県「平成29年度県政サポーターアンケート（第105回簡易アンケート）」

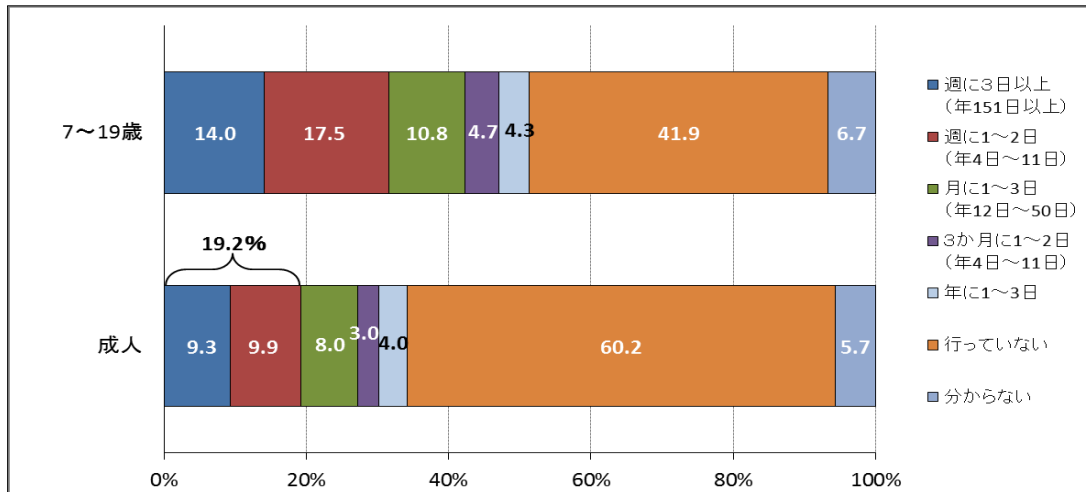
(2) 障害者のスポーツ活動の現状と課題

① スポーツ実施状況

■ 週1回以上のスポーツ実施率

スポーツ庁の調査によると、全国における週1回以上の障害者（成人）のスポーツ実施率は19.2%となっており、全国における成人全般の実施率の42.5%と比較して半分以下となっています。

過去1年間におけるスポーツ・レクリエーション実施状況



出典：スポーツ庁委託調査／笹川スポーツ財団「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」平成28年3月

また、障害の種別によってスポーツ実施率の状況は異なります。

過去1年間におけるスポーツ・レクリエーション実施状況（障害種別）

障害種別	区分	週に3日以上	週に1～2日以上	月に1～3日	3か月に1～2日	年に1～3日	行っていない	分からない
全体	7～19歳	14.0	17.5	10.8	4.7	4.3	41.9	6.7
	成人	9.3	9.9	8.0	3.0	4.0	60.2	5.7
肢体不自由 (車椅子必要)	7～19歳	4.1	6.1	10.2	4.1	0.0	71.4	4.1
	成人	5.4	4.8	6.8	1.3	1.7	76.7	3.3
肢体不自由 (車椅子不要)	7～19歳	11.1	9.3	5.6	0.9	0.9	67.6	4.6
	成人	7.7	8.8	6.2	3.2	3.7	66.0	4.5
視覚障害	7～19歳	17.1	25.7	2.9	2.9	5.7	42.9	2.9
	成人	8.3	11.0	10.0	2.2	4.3	57.0	7.3
聴覚障害	7～19歳	20.3	16.9	13.6	6.8	3.4	32.2	6.8
	成人	11.0	11.1	8.1	4.4	2.8	55.3	7.2
知的障害	7～19歳	11.3	20.2	14.0	6.5	3.1	37.0	7.9
	成人	6.6	12.3	8.6	3.6	5.7	56.8	6.4
発達障害	7～19歳	15.3	19.8	11.2	4.5	5.8	35.5	7.9
	成人	11.2	11.8	7.8	3.1	5.9	54.9	5.3
精神障害	7～19歳	13.0	14.3	5.2	3.9	3.9	54.5	5.2
	成人	12.1	11.5	7.9	2.8	4.1	55.2	6.3
その他(音声、言語、そ しゃく、機能障害や内部 障害を含む)	7～19歳	11.0	11.0	11.0	7.7	5.5	51.6	2.2
	成人	10.9	10.3	8.2	2.9	3.7	58.8	5.2

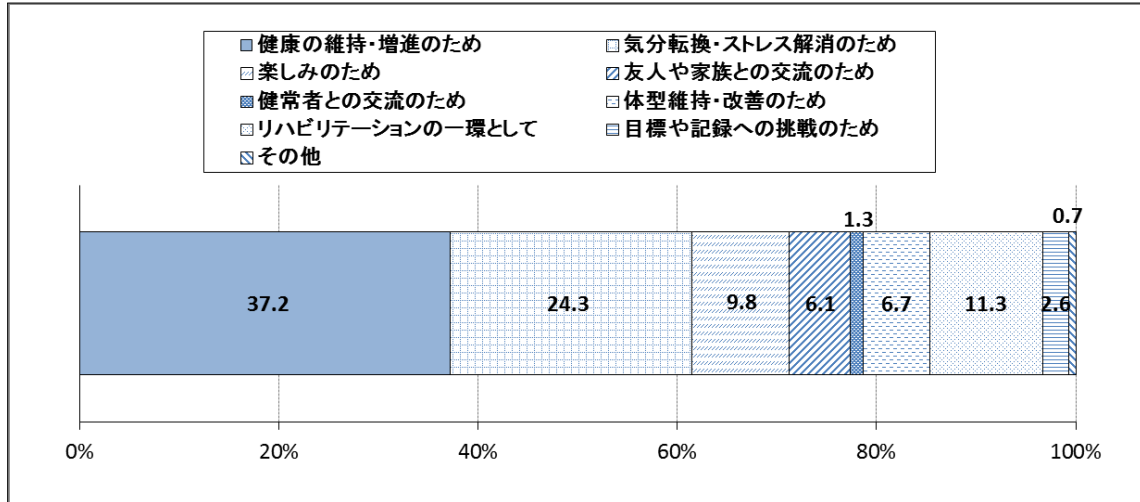
注) 車椅子必要/不要とは、日常生活で車椅子を必要とする/必要としないこと。

出典：スポーツ庁委託調査／笹川スポーツ財団「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」平成28年3月

■ スポーツをする理由

スポーツ庁の調査によると、スポーツ・レクリエーションを実施する主な目的は、「健康の維持・増進のため」（37.2%）が最も多く、次いで「気分転換・ストレス解消のため」（24.3%）、「リハビリテーションの一環として」（11.3%）となっています。

障害者のスポーツ・レクリエーションを実施する主な目的

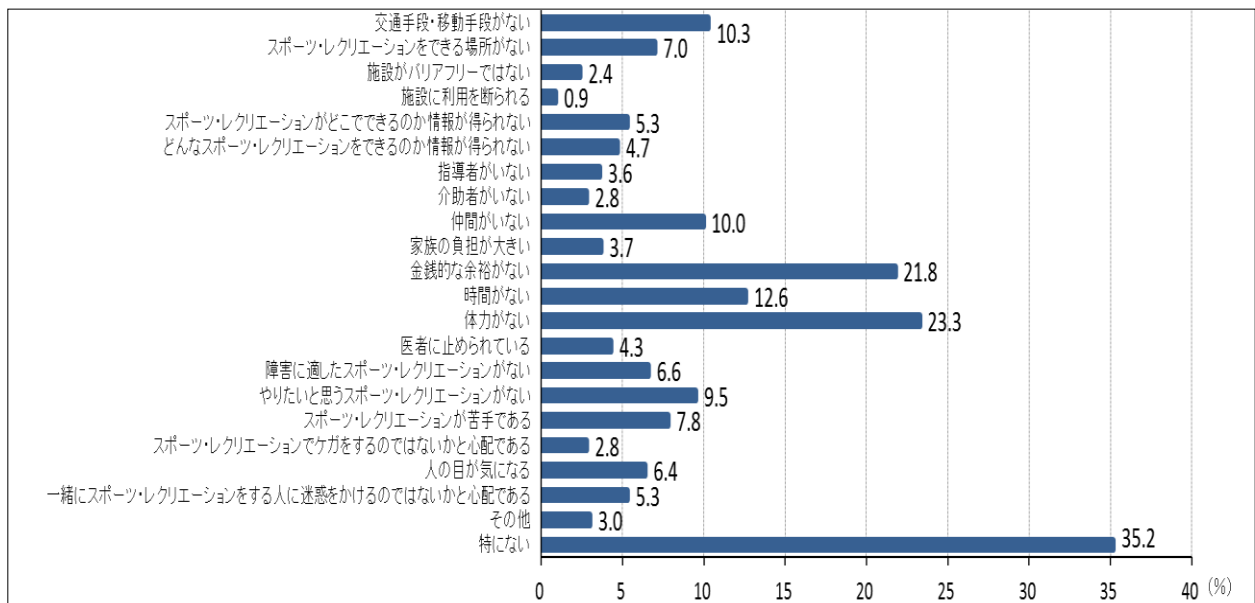


出典：スポーツ庁委託調査／笹川スポーツ財団「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」平成28年3月

■ スポーツをしない理由

スポーツ庁の調査によると、スポーツ・レクリエーションを実施する際の障壁については、「体力がない」（23.3%）が最も多く、次いで「金銭的な余裕がない」（21.8%）、「時間がない」（12.6%）、「交通手段・移動手段がない」（10.3%）、「仲間がいない」（10.0%）などとなっています。

スポーツ・レクリエーション実施の障壁（障害者）



出典：スポーツ庁委託調査／笹川スポーツ財団「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」平成28年3月

スポーツ・レクリエーション実施の障壁となっているものは障害の種別ごとに見ると、前述の障壁に加えて、肢体不自由では車椅子の要・不要にかかわらず「障害に適したスポーツ・レクリエーションがない」（第4位）、視覚障害では「スポーツ・レクリエーションをできる場所がない」（第4位）、発達障害では「スポーツ・レクリエーションが苦手である」（第3位）、「人の目が気になる」（第5位）が上位となっています。

障害者スポーツの推進に当たっては、こうした障害の種別による特徴がある点に配慮するとともに、個々の障害者のニーズや意欲に応じた対応が求められます。

そのためには、スポーツに参加するためのきっかけづくりやスポーツを気軽に楽しめる施設の整備が重要です。

スポーツ・レクリエーション実施の障壁（障害種別・上位5項目）

	（車椅子必要）		（車椅子不要）		視覚障害		聴覚障害		知的障害		発達障害		精神障害		その他（音声言語）	
	障壁	割合	障壁	割合	障壁	割合	障壁	割合	障壁	割合	障壁	割合	障壁	割合	障壁	割合
1位	体力がない	25.0%	体力がない	19.2%	交通手段・移動手段がない	19.8%	時間がない	16.4%	交通手段・移動手段がない	22.5%	金銭的な余裕がない	30.6%	金銭的な余裕がない	33.1%	体力がない	30.0%
2位	交通手段・移動手段がない	20.7%	金銭的な余裕がない	18.2%	金銭的な余裕がない	17.0%	金銭的な余裕がない	15.0%	仲間がいない	12.5%	体力がない	17.6%	体力がない	31.7%	金銭的な余裕がない	17.6%
3位	金銭的な余裕がない	18.3%	時間がない	12.2%	体力がない	14.3%	体力がない	13.3%	金銭的な余裕がない	12.5%	スポーツ・レクリエーションが苦手である	16.5%	仲間がいない	16.5%	時間がない	11.4%
4位	障害に適したスポーツ・レクリエーションがない	17.1%	障害に適したスポーツ・レクリエーションがない	10.7%	スポーツ・レクリエーションをできる場所がない	13.2%	仲間がいない	9.3%	時間がない	10.0%	時間がない	15.3%	時間がない	12.9%	医者に止められている	9.8%
5位	スポーツ・レクリエーションがどこまでできるのか情報が得られない	14.0%	やりたいと思うスポーツ・レクリエーションがない	9.4%	時間がない	11.5%	やりたいと思うスポーツ・レクリエーションがない	8.0%	体力がない	10.0%	人の目が気になる	15.3%	やりたいと思うスポーツ・レクリエーションがない	12.8%	交通手段・移動手段がない	9.2%
	特になし	26.8%	特になし	38.9%	特になし	35.7%	特になし	41.2%	特になし	55.0%	特になし	35.9%	特になし	28.0%	特になし	34.1%

注1) 車椅子必要/不要とは、日常生活で車椅子を必要とする/必要としないこと。

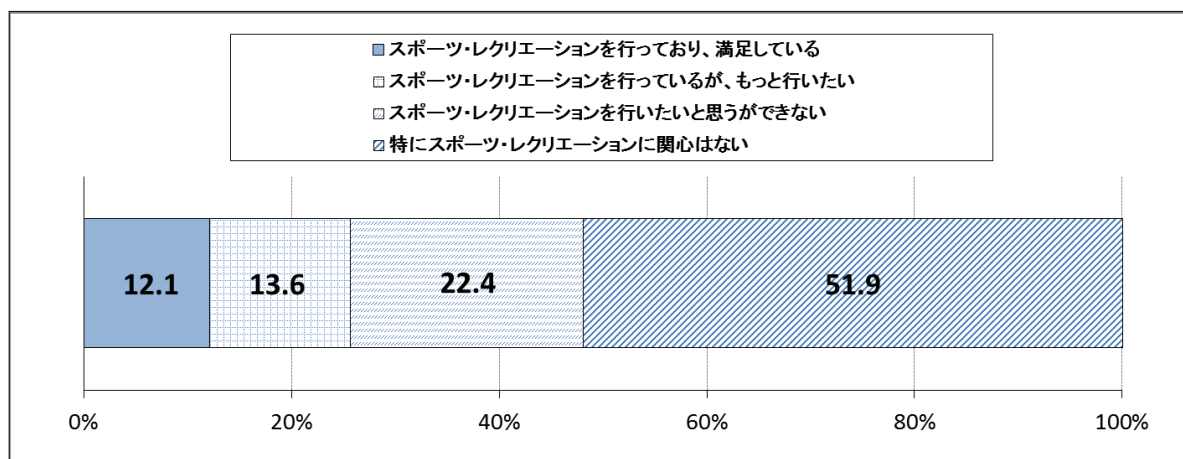
注2) スポーツ・レクリエーションへの意識に関する設問のため、対象を回答者本人が障害者・児である場合に限定した。

出典：スポーツ庁委託調査／笹川スポーツ財団「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」平成28年3月

② 現在のスポーツへの取組状況

スポーツ庁の調査によると、現在のスポーツ・レクリエーション活動への取組について、「特にスポーツ・レクリエーションに関心はない」（51.9%）となっており、次いで「スポーツ・レクリエーションを行いたいと思うができない」（22.4%）となっています。

現在のスポーツ・レクリエーションへの取組（障害者）

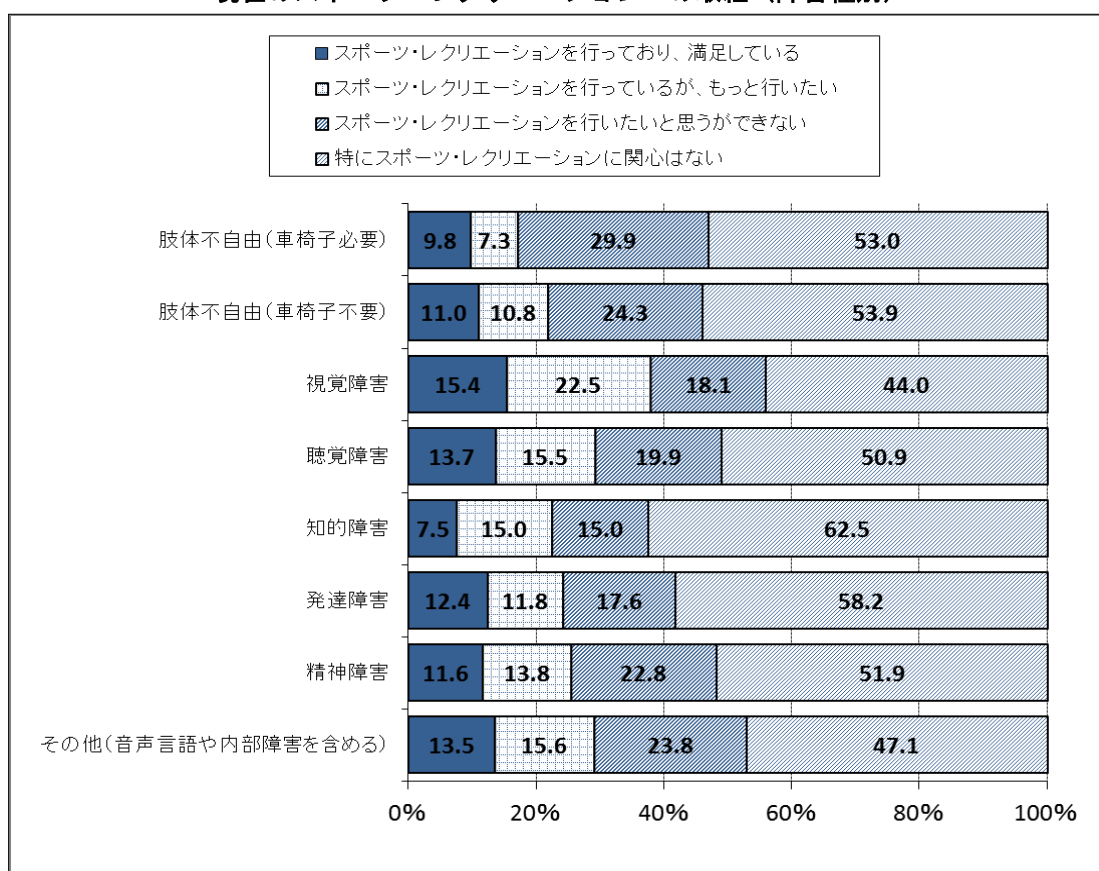


注) スポーツ・レクリエーションへの意識に関する設問のため、対象を回答者本人が障害者・児である場合に限定した。

出典：スポーツ庁委託調査／笹川スポーツ財団「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」平成 28 年 3 月

障害種別に見ると、肢体不自由（車椅子必要）では「スポーツを行いたいと思うができない」が約3割（29.9%）と、他の障害種別に比べてその割合が高く、知的障害や発達障害では「特にスポーツ・レクリエーションに関心がない」が、約6割（知的障害62.5%、発達障害58.2%）となっています。

現在のスポーツ・レクリエーションへの取組（障害種別）



注1) 車椅子必要／不要とは、日常生活で車椅子を必要とする／必要としないこと。

注2) スポーツ・レクリエーションへの意識に関する設問のため、対象を回答者本人が障害者・児である場合に限定した。

出典：スポーツ庁委託調査／笹川スポーツ財団「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」平成 28 年 3 月

このような取組状況を踏まえると、障害者スポーツの推進に当たっては、個々の能力や障害の特性に対応できる有能な指導者の育成、交通の便を含めた施設の使いやすさが重要であることが分かります。

障害者スポーツに対する周囲の理解や介助者の確保など、ノーマライゼーションの理念からの更なるスポーツ環境づくりが求められています。

(3) 子供のスポーツ活動の現状と課題

① 子供の体力の状況

前述の11ページにもあるとおり、本県における子供の体力は、小学生、中学生、高校生のいずれの年代においても、「第1期計画」の目標を概ね達成しています。

今後もこの体力向上の傾向を維持できるよう児童生徒に対する指導を充実するとともに、児童生徒一人一人の課題に応じた取組を展開し、子供の総合的な体力向上を目指していく必要があります。

② 子供のスポーツへの意識

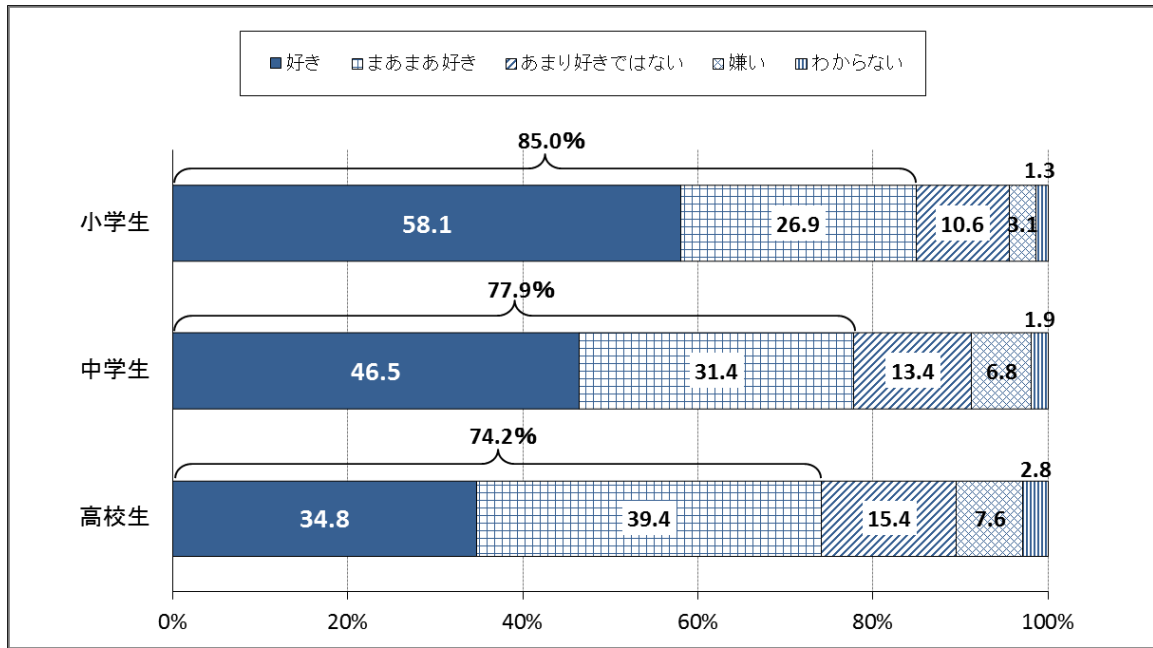
実態調査（児童生徒）によると、運動やスポーツが「好き」「まあまあ好き」と回答した割合の合計は、小学生が85.0%、中学生が77.9%、高校生が74.2%でした。

また、実態調査（児童生徒）によると、運動・スポーツが好きな理由については、全ての年代で「運動すると楽しいから」が最も高くなっています。

運動・スポーツが好きでない理由については、全ての年代で「運動が得意でないから」が最も高くなっています。

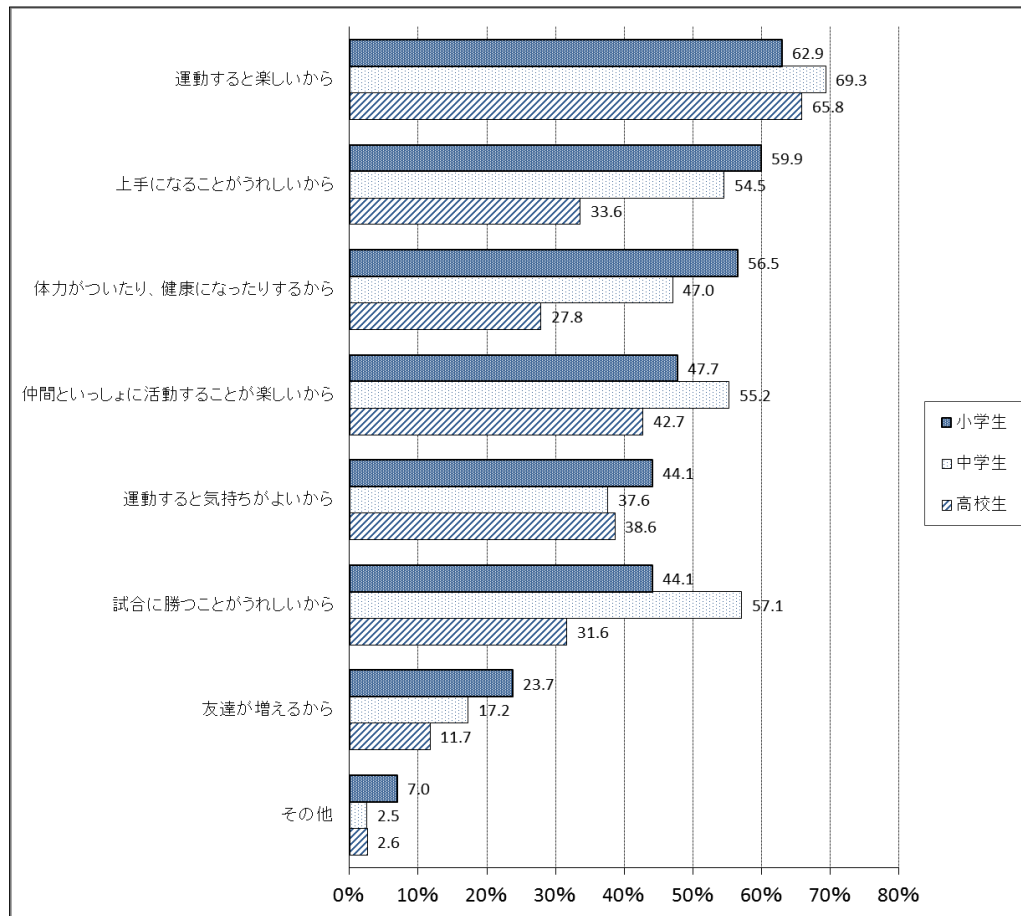
運動が得意ではない子供に対しては、学校体育の中で子供一人一人の特性に合わせた指導を通じ、スポーツの楽しさを実感できるよう十分配慮していくとともに、地域においてもスポーツの魅力を実感できる場の充実に併せて取り組んでいく必要があります。

運動やスポーツの好き・嫌い



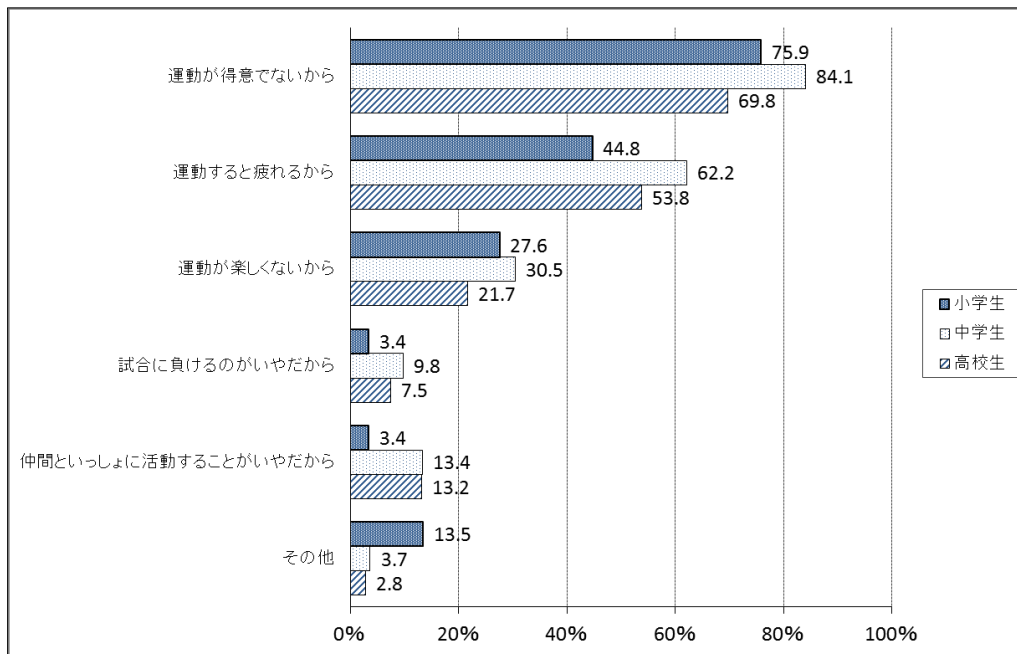
埼玉県スポーツ振興課「スポーツに関する県民意識・実態調査」(H28年度)

運動やスポーツが好きな理由



埼玉県スポーツ振興課「スポーツに関する県民意識・実態調査」(H28年度)

運動やスポーツが嫌いな理由

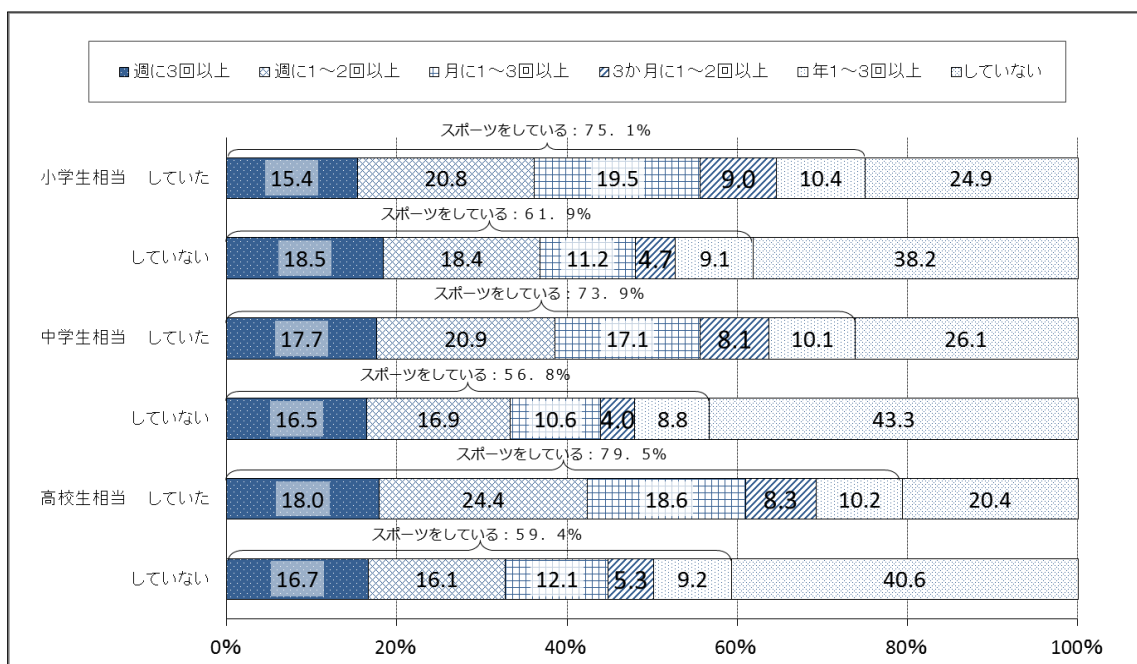


埼玉県スポーツ振興課「スポーツに関する県民意識・実態調査」(H28年度)

子供の頃にスポーツをしていた人（体育の授業以外）は、していなかった人に比較して、大人になっても実施している割合が高くなっています。

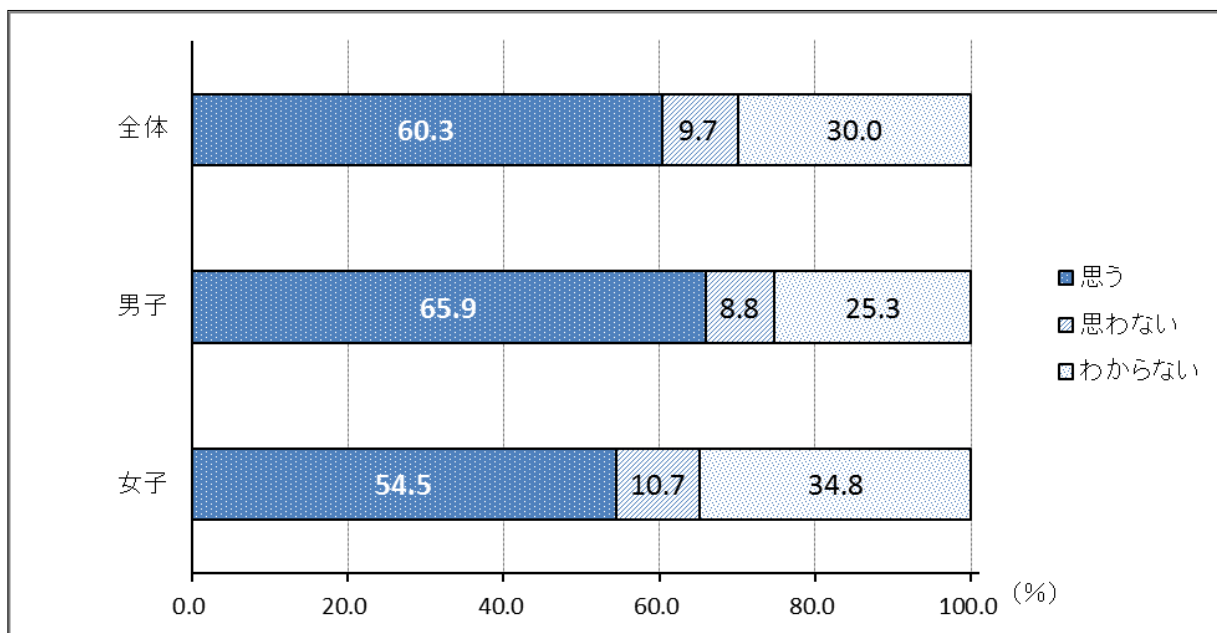
生涯にわたってスポーツに親しんでいく意欲や習慣を育くむためには、運動が得意ではない子供に対し、スポーツの楽しさや喜びを実感させていくことが大切です。

子供時代と現在のスポーツ実施状況



出典：埼玉県スポーツ振興課「スポーツに関する県民意識・実態調査」(H28年度)

中学校卒業後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生の割合（埼玉県）



出典：スポーツ庁「平成 28 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

② 小学生の体育の授業以外のスポーツ実施状況

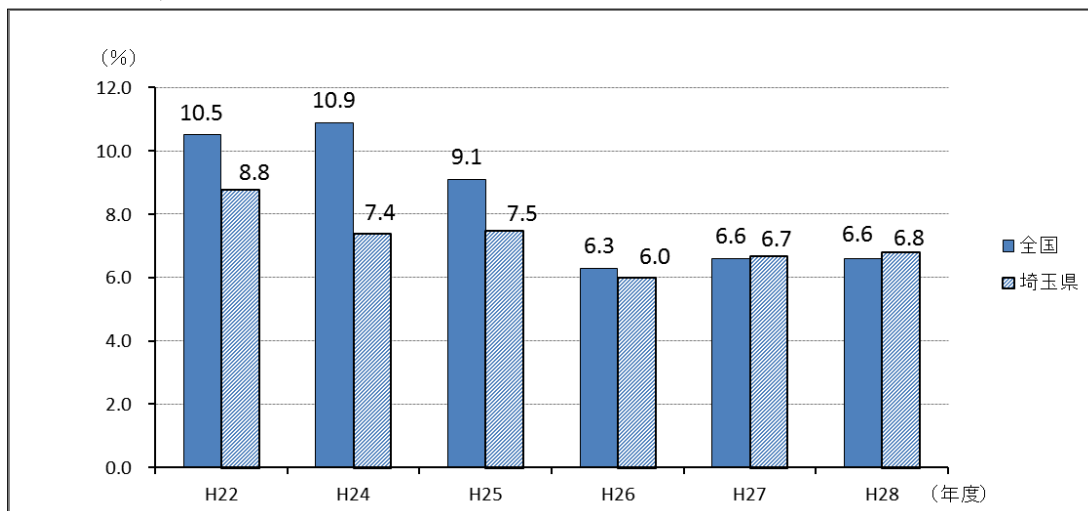
「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」（スポーツ庁）によると、体育の授業以外の 1 週間の総運動時間について、本県の小学生における「60分未満」の割合は年々減少傾向にあり、男子が 6.8%、女子が 11.1%となっています（平成 28 年度）。

小学生の体育の授業以外でのスポーツ実施については、地域におけるスポーツ活動が果たす役割が大きいことから、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなど学校外での取組の充実が期待されます。

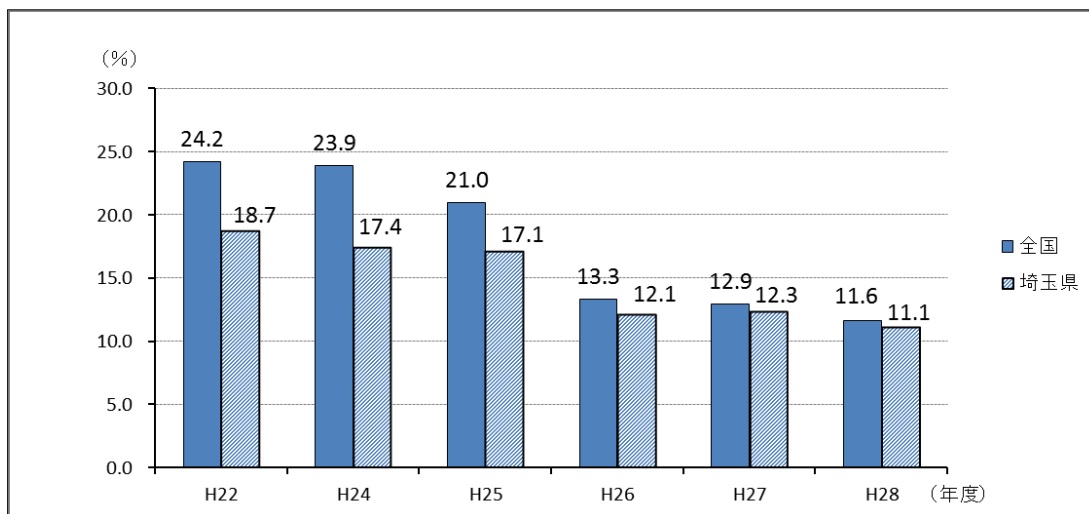
その際、運動が得意ではない子供に対しても、スポーツの楽しさや喜びが実感できるよう、広く門戸を開けていく工夫が重要です。

1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童の割合

○小学生・男子



○小学生・女子



出典：スポーツ庁「平成 28 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

③ 中・高校生の体育の授業以外のスポーツ実施状況

「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」（スポーツ庁）によると、中学生では運動する子供としない子供の二極化の傾向が見られ、特に女子にはその傾向が顕著に見られます。

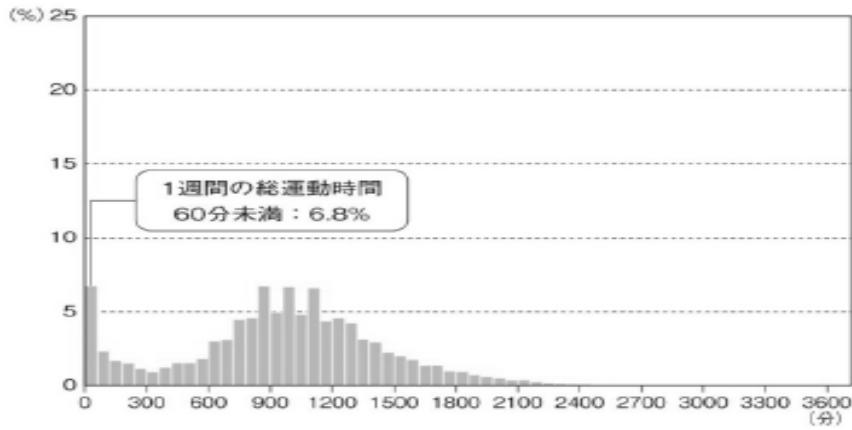
また、実態調査（児童生徒）によると、本県における体育の授業以外でスポーツを週1回以上実施している中学2年生は86.3%、高校2年生は53.5%でした。また、体育の授業以外にスポーツを週3回以上実施している中学2年生は74.8%であるのに対し、高校2年生は39.0%と低くなります。

生徒が自主的・自発的に行うスポーツの場として大きな役割を果たしている運動部活動の加入状況（運動部活動加入率（中学校・高等学校（全日制））についてみると、横ばいで推移しており、高校での加入率は一貫して中学校を下回り、特に高等学校の女子生徒の加入率が低くなっています。

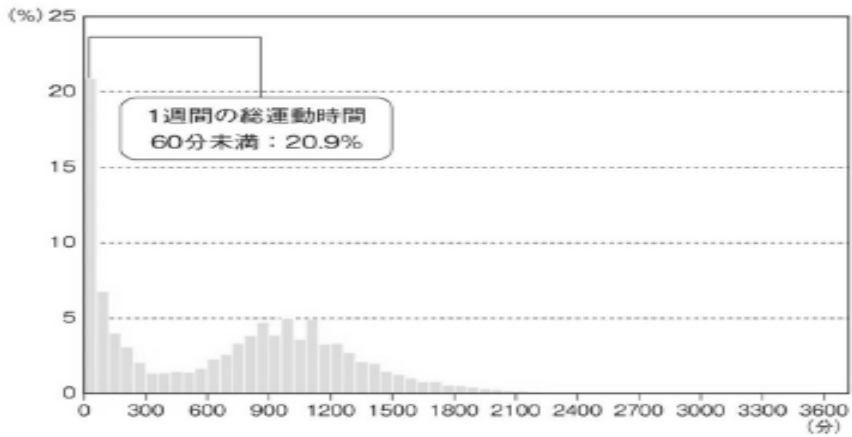
運動部活動の充実を図っていくためには、専門的な指導者不足や生徒のニーズの多様化、教員の働き方など諸課題への対応を踏まえた在り方の検討が必要です。

運動する子供としない子供の状況（中学生）

○中学生・男子

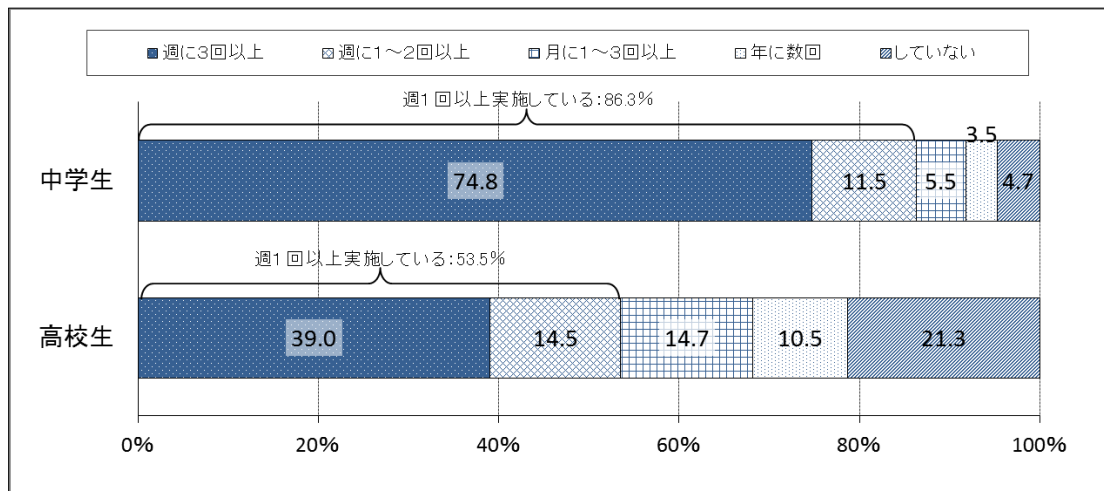


○中学生・女子



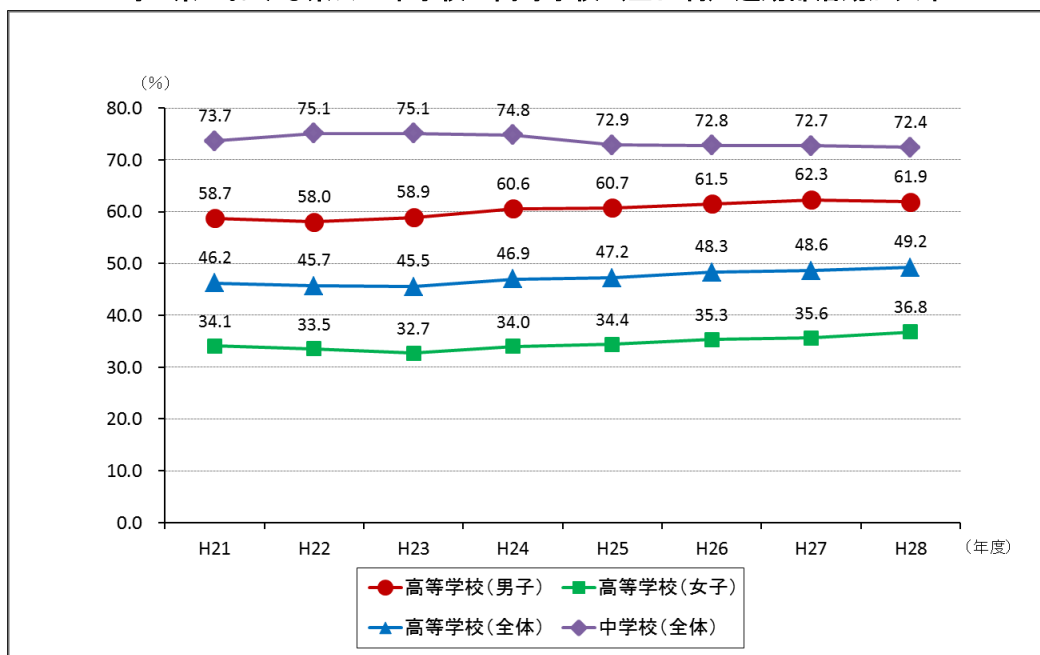
出典：スポーツ庁「平成28年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

体育の授業以外のスポーツ実施状況（中学生・高校生）



埼玉県スポーツ振興課「スポーツに関する県民意識・実態調査」(H28年度)

埼玉県における県公立中学校・高等学校（全日制）運動部活動加入率



出典 埼玉県「平成28年度高等学校体育に関する調査」
埼玉県「平成28年度中学校体育に関する調査」

(4) アスリートの育成の現状と課題

① ジュニアアスリートの育成

競技力の更なる向上を図り、トップアスリートを輩出していくためには、ジュニア選手の発掘、育成が不可欠です。

県では、小学生からのタレント発掘を行い、アスリートとして育成するために平成23年度から「彩の国プラチナキッズ」事業を実施し、ジュニアアスリートの育成プログラムを実施しています。

これまで同事業を175人が修了しており（平成28年度末）、トップアスリートへの成長が期待されています。

また、トップアスリートの育成には、小学生のタレント発掘、育成時から、中学校、高等学校、大学、社会人に至るまでの各年代を通した、一貫した育成理念の下での組織的・体系的な指導が重要です。そのためには、各アスリートにあった適切な育成理念の下、それぞれの指導者が理念を共有しながら、指導を継続していく必要があります。

このため、県や市町村、県体育協会等が連携して、県内の学校体育団体や競技団体の指導者相互で情報共有が進むよう促しながら、指導者自身の資質向上を図っていく必要があります。

② 世界で活躍するトップアスリートの育成

世界で活躍するトップアスリートを育成するためには、日進月歩で進むトレーニング方法の改善や経験を積ませるための国際試合への出場機会が必要となるほか、安定した競技環境を整えるための就職支援などが求められます。

県では、平成28年度から東京2020大会の開催を見据え、オリンピックへの出場が期待できる本県選手を「ドリームアスリート」として認定し、遠征費や合宿費用などを助成するほか、身体能力の測定や分析により、専門スタッフによる指導が受けられる仕組みを整備しています。

また、県内企業との就職に関するマッチングの機会をつくり、アスリートの就職支援を行っています。

このような多面的な支援は、行政やスポーツ団体はもちろん、民間企業の協力が欠かせないため、民間企業とアスリート、スポーツ関係者との交流機会の創出が求められます。

③ スポーツ医・科学の活用

アスリートが実際の試合で、自らの実力を最大限に発揮するためには、スポーツ医・科学の視点からの課題分析やトレーニングが必要です。

本県には、健康やスポーツ科学に関する学部や学科、コースを有する大学が数多く存在しています。大学には専門的な知見を有する研究者、充実した研究施設と設備、そして豊富なデータや研究成果が集積され、それらは大学生アスリートの競技力向上などに積極的に活用されています。

こうした知見を本県アスリートの育成にも活用できるよう、県と大学双方にメリットが感じられる仕組みづくりが求められます。

④ 障害者アスリートの状況

本県ゆかりの障害者アスリートが、スポーツ大会に出場し活躍することは、県民に夢と希望を与えてくれます。

2016年（平成28年9月）のリオデジャネイロ・パラリンピックでは、13人の選手が出場し、2人のメダリストや5人の入賞者が活躍しました。

また、2017年（平成29年8月）のサムスン2017デフリンピック大会では、本県から8人の選手が出場し、女子バレーボールでは金メダルを獲得するなど活躍しています。

本県における全国障害者スポーツ大会のメダル獲得数順位（さいたま市を除く）は、過去5年間（平成24年度から平成28年度）を見ると、4位から6位の間を推移しています。

一方、障害者アスリートの競技力向上に向けた取組は、まだ十分とは言える状況では

ありません。

県では、「彩の国パラリンピック選手育成強化事業」を平成27年度から開始し、東京2020大会に向けて才能ある若手選手の発掘を行っています。また、競技力向上のための強化練習や国際大会に参加するための費用への助成、県総合リハビリテーションセンターによる医・科学的支援により選手の育成・強化を図っています。

今後も各競技団体の活動への支援を図るとともに、競技団体や特別支援学校などの教育機関と連携し、障害者スポーツの指導者を養成していく必要があります。

(5) 本県のスポーツ資源の現状と課題

① 県内スポーツ施設

本県には、さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002といった国際大会が開催可能な大型スポーツ施設が整備されているほか、熊谷スポーツ文化公園など身近にスポーツを楽しめる施設が各地域に整備されています。

本県では、県が行うスポーツ施設の整備及び充実等について「埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する指針」（以下、「指針」という。P77を参照）を定めています。

「指針」に基づき、県民が身近なところでいつでも気軽にスポーツに親しめるよう、多種目にわたるスポーツ施設の利用推進や、空き情報の提供の一元化など効果的・効率的なスポーツ施設の活用を進めていくことが求められます。

また、新たなスポーツ施設の整備や改修については、PFIなどによる民間資金の活用や施設の管理運営方法について丁寧に検討していく必要があります。

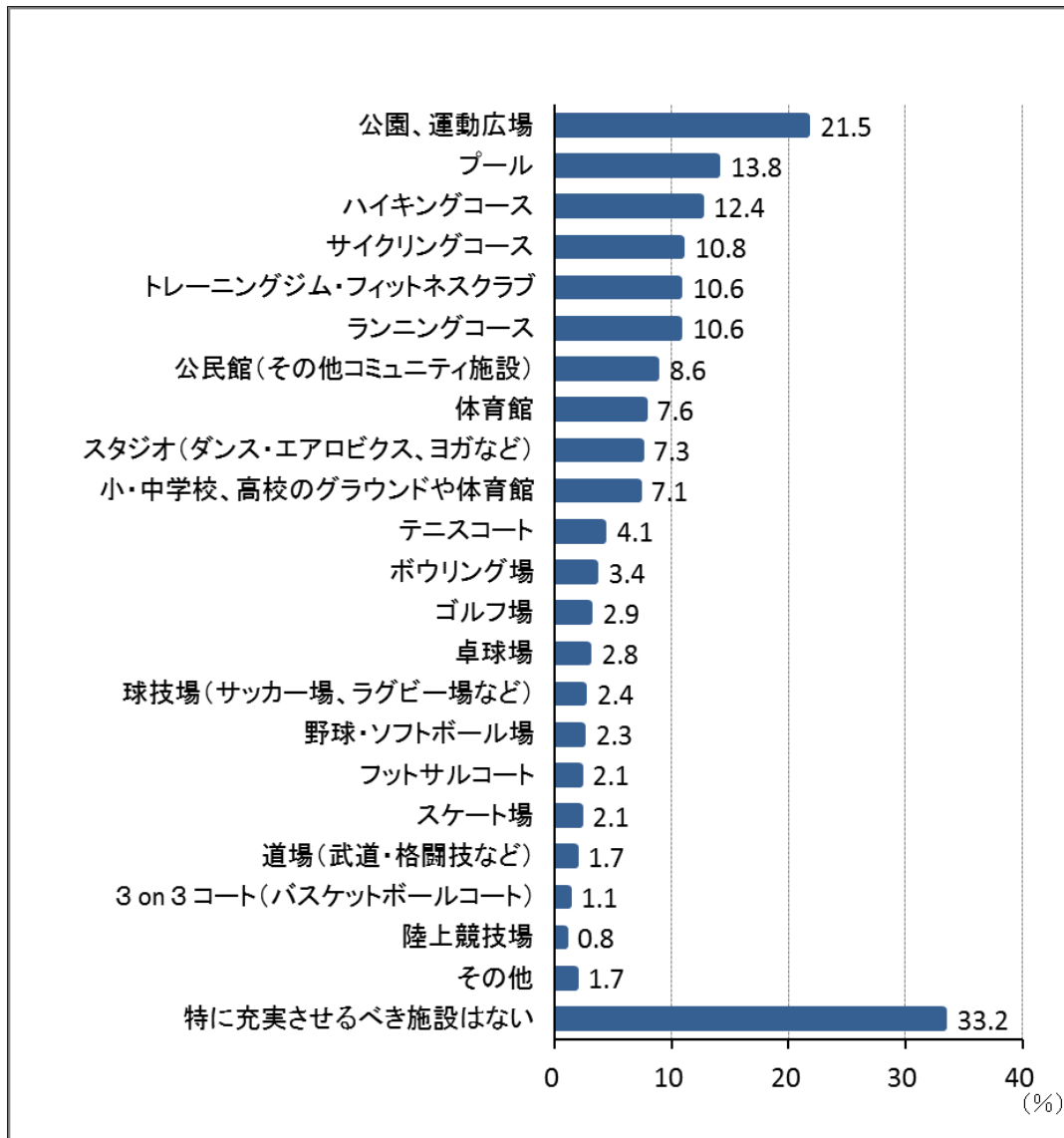
実態調査（成人）によると、充実させてほしい施設について、「公園、運動広場」の割合が21.5%と最も高く、次いで「プール」、「ハイキングコース」、「サイクリングコース」、「トレーニングジム」、「ランニングコース」がいずれも10%超となっています。

「公園・運動広場」について、県民の多様なライフスタイルに応じてより使いやすいものとなるよう、その整備・管理運営主体となる県・市町村や民間事業者には、それぞれの役割に応じた適切な整備・運営が求められます。

「プール」については、国際競技基準を満たす県営の屋内50m水泳場の整備が検討されています。

その整備に当たっては、アスリートの競技力向上に加え、一般県民を対象とした生涯スポーツの振興や健康づくりに資する観点を踏まえ、様々な利用形態に対応ができるものとなるよう、機能や整備手法などの検討を進めていく必要があります。

充実させてほしい運動・スポーツ施設



埼玉県スポーツ振興課「スポーツに関する県民意識・実態調査」(H28年度)

② 県立学校体育施設等

県民にとって、県立学校は身近な体育施設を有する施設です。平成28年度現在、全ての県立学校で体育施設が開放されており、多くの県民の利用に供されています。

県立学校においては、引き続き利用施設や利用時間の確保を図り、開放施設の的確な情報を提供することが求められています。

また、県立学校だけでなく、県内の大学や企業等にも、各々が所有・管理するスポーツ施設の開放・利用に向けた積極的な働きかけが望まれます。

③ 総合型地域スポーツクラブ

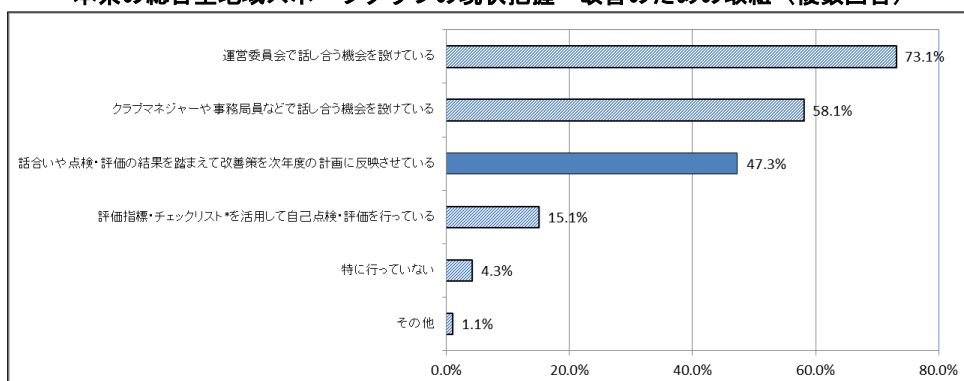
県民のスポーツ活動を支える総合型地域スポーツクラブについては、県内62市町村のうち45市町で、95のクラブが設置され活動をしています(平成29年8月現在)。

今後も持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、クラブの認知度向上や財政基盤の強化、スポーツ指導者やクラブマネジャーの人材確保といった質的な充実に取り組んでいく必要があります。

本県では、平成26年に県内の総合型地域スポーツクラブで構成される「彩の国SCネットワーク」が発足し、各クラブ間の情報共有や連携が組織的に行われています。

各クラブの活動状況は様々であることから、クラブ全体の質的な充実につなげていけるよう、この取組を適切に推進することで優良事例の共有化や事業の連携を進めていくことが求められています。

本県の総合型地域スポーツクラブの現状把握・改善のための取組（複数回答）



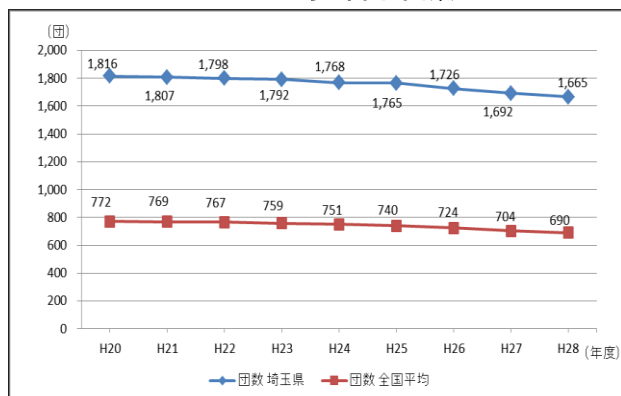
出典 スポーツ庁「平成28年度総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」

④ スポーツ少年団

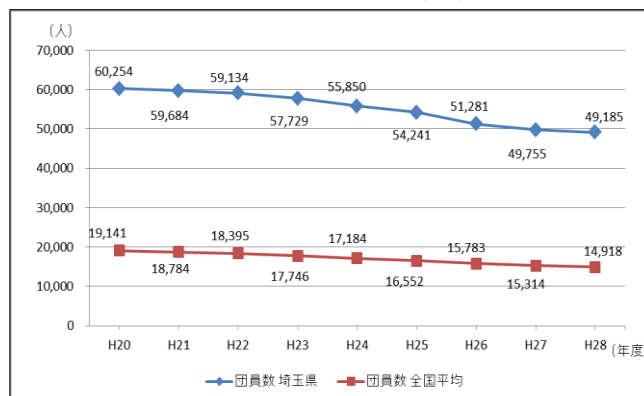
スポーツ少年団は、子供たちが地域でスポーツを楽しみ、スポーツを通じて協調性や創造性を養う場となっています。本県の登録団数及び団員数は全国平均を大きく上回っており、登録団数は北海道に次いで全国2位、登録団員数、登録指導者数は全国1位となっています。

少子化などの影響により、団員数の減少が見られますが、子供たちが地域でスポーツを楽しむ大切な機会の提供主体であることから、スポーツ少年団の活動内容の積極的な情報提供や指導者の資質向上等、その活動がより活発となるよう支援の充実が求められます。

スポーツ少年団 団数



スポーツ少年団 団員数



出典：公益財団法人日本体育協会「スポーツ少年団登録数一覧」

⑤ スポーツ人材

スポーツ活動を推進していくためには、指導者や専門スタッフ、審判、スポーツボランティアなどの人材を育成する必要があります。

本県では、スポーツ活動指導者等の登録を行い、県民からの要請に応じ登録された適切な指導者を紹介する「埼玉県スポーツリーダーバンク制度」を運用しています。

また、スポーツボランティアの登録・派遣を行う「埼玉県スポーツボランティア制度」も運用しており、登録者に対して適宜ボランティア募集情報を提供しています。

これらの人材の知識や技能の向上に向けて、ボランティア研修の充実を図るとともに、活動の場を広げていくことが求められます。

地域のスポーツ振興を担うスポーツ推進委員の数については、本県は、2,189人（平成29年6月現在）であり、全国4位となっています。スポーツ推進委員の活動を推進していくためには、研修を通じた資質の向上やスポーツ団体との連携を深めていくことが重要です。

また、スポーツ団体の組織力強化のために、経営面の視点から団体の運営に関してマネジメントができる人材も求められています。

⑥ スポーツに適した立地・自然環境

本県は、首都圏の中央に位置し、鉄道網、道路網等の整備による高い交通の利便性を有しており、1年間の快晴日数は全国1位（平成27年度）でもあり、スポーツ大会・イベントの開催など、スポーツに適した立地環境となっています。

一方、本県は首都圏にありながら、豊かな自然、景観に恵まれている地域も多く存在し、季節の花を楽しみながらの登山やハイキング、ウォーキング、マラソンが各地域で行われています。

県民の自転車保有率が全国1位、自転車出荷額が全国2位であり、県の総面積の約6割が平地でありながら、ほどよいアップダウンもあることからサイクリングが盛んです。

川沿いを走る全長約170kmの日本一長いサイクリングロードの整備や、サイクリングロードを中心に既存の国道、県道、市町村道をつなぎ、全県にわたる自転車道ネットワークを形成しており、「じてんしゃ王国 埼玉」とのキャッチコピーとして魅力を発信しています。

また、本県は、県土に占める河川の面積割合（3.9%）が日本一であり、県民誰もが川に愛着を持ちふるさと埼玉を実感できる「川の国埼玉」を目指しています。県内にはキャンプや釣り、カヌー、ラフティングなど、川や水に親しむスポーツが楽しめる機会や場所が豊富に存在しています。

スポーツに適した自然環境は、スポーツを通じた地域の魅力発信のための高いポテンシャルであり、地域の活性化に十分生かしていくことが求められます。

⑦ 県内を本拠地とするトップチーム

県内を本拠地とする6つのプロスポーツチームのほか、国内トップレベルの実業団やクラブチーム（以下、トップチームという。）が数多く活動をしており、高いレベルの競技や一流アスリートと身近に触れ合える機会にも恵まれています。

平成22年にはそれらのうち9チームが連携して「プライドリームス埼玉」*³を結成し、スポーツ振興活動に取り組んでいます。

こうした活動に加え、スポーツチームが拠点とする地域を、当該チームのホームタウンとして位置付けた活動が期待されます。

チームに関する情報発信やPRを通じ、地域とチームとの一体感や親近感が醸成され、チームに多くのファンの獲得につながり、地域にあっては、魅力づくりの一環として、地域の活性化の資源とすることができます。

⑧ スポーツ医・科学の知見

アスリートの競技力向上はもとより、県民のスポーツ活動や健康づくりに資するものとなるよう、県ではスポーツ科学センターの整備が検討されています。

また、スポーツ医・科学の知見は、産業や健康など様々な社会的な課題にも応用可能であることから、その活用を積極的に推進していく必要があります。

なお、健康・スポーツ科学分野の学部・学科を有する大学では、アスリートの競技力向上や一般学生等のスポーツ活動に役立つ研究や教育活動の成果、データ等を集積しています。

こうした知見を本県のスポーツ振興に効果的に活用できるよう、県内の大学に対して連携を働き掛けていくことも大切です。

*³ 「スポーツで埼玉をもっと元気に！」をキャッチフレーズに、埼玉県を代表するスポーツチームによって平成22年（2010年）3月に設立。

第3章 計画の基本となる理念と目標

1 基本理念

スポーツは体を動かすという人間の根源的な欲求に応え、それ自体が「楽しさ」「喜び」をもたらし、人生をより豊かにするものです。また、心身の健康の保持増進をはじめ、共生社会の実現や青少年の健全育成、健康長寿社会の実現、より良い働き方への見直し、地域の活性化などスポーツは社会の活力をつくる力を持っています。

これは県民誰もが各々の適性や関心に応じてスポーツを楽しむことで人々の意識や行動が変わることにより、実現されるものです。

そこで計画における基本理念を次のとおり定めます。

○基本理念 … 「スポーツがつくる 活力ある埼玉」

2 基本目標

基本理念を踏まえ、第2期計画が目指す基本目標とその実現に向けた施策の指標を次のとおり定めます。

基本目標 1

県民誰もがスポーツを楽しむ 元気な埼玉

- RWC2019、東京2020大会の開催を契機に、県民のスポーツに対する関心が高まり、子供、高齢者、障害者、女性、外国人など県民誰もが、各々の適性や関心に応じて、スポーツを楽しんでいます。
- 子供の運動習慣が確立され、体力の向上が図られています。
子供たちには、生涯にわたってスポーツに親しみたいと思う心が育まれています。

【関連する施策】

- 1 スポーツ参画人口の拡大
- 2 子供のスポーツ活動の充実

指標①

(スポーツ実施率)

◎ スポーツを週1回以上行う20歳以上の県民の割合 (スポーツ実施率)

(平成28年度)

52.9%

→

(平成34年度)

65.0%以上

(埼玉県県政世論調査)

指標②

(総合型地域スポーツクラブの活動)

◎ 組織運営の点検や評価を行い、運営改善を図る総合型地域スポーツクラブの割合

(平成28年度)

47.3%

→

(平成34年度)

70.0%以上

(スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」)

指標③

(子供のスポーツ意欲)

◎ 中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思う
県内中学2年生の割合

(平成28年度)

60.3%

→

(平成34年度)

80.0%以上

(スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」)

基本目標 2

スポーツの力で築く 魅力あふれる埼玉

- 県民誰もがスポーツを楽しむことは、時間や体験、感動の場を共有することにつながります。人と人、地域と地域との交流が深まり、地域活動への参加が促されています。
- スポーツ大会・イベントを通じ、海外、県外からもスポーツを「する人」のほか、「みる」人、「ささえる」人が本県を訪れることで、県内各地で賑わいが生まれています。スポーツに関する観光や食など関連する経済活動も活発化しています。
- 本県に本拠を持つトップチームの活躍や地域との交流機会が増えることにより、地域の一体感が醸成され、県内外に多くのファンが生まれています。

【関連する施策】

- 1 スポーツ参画人口の拡大
- 2 子供のスポーツ活動の充実
- 3 スポーツを通じた地域の活性化

指標④

(スポーツ観戦機会)

- ◎ 過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合(プロ・アマを問わず)を実際に会場で観戦する機会があった県民の割合

(平成28年度)

(平成34年度)

35.3% → 50%以上

(県政サポーターアンケート)

指標⑤

(スポーツボランティアの実施状況)

- ◎ スポーツイベントやスポーツの指導への協力等、スポーツに関するボランティア活動を行っている県民の割合

(平成28年度)

(平成34年度)

5.1% → 10%以上

(県政サポーターアンケート)

基本目標 3

世界を目指して飛躍する スポーツ王国埼玉

- 県内のトップアスリートの発掘・育成を通じ、競技力が向上し、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会はもとより、東京 2020 大会などの国際大会で、多くの埼玉県ゆかりのアスリートが活躍しています。
- 埼玉県ゆかりのアスリートの活躍が、県民に夢や感動を与えています。スポーツへの関心が高まり、スポーツを楽しむ人が増えています。
- トップチーム、トップアスリートと地域が強い絆で結ばれることで、次世代のアスリートの育成につながる好循環が生まれています。

【関連する施策】

4 世界に羽ばたくトップアスリートの輩出

指標⑥

(アスリートの活躍)

◎ 国民体育大会における男女総合成績 (天皇杯)

(平成 28 年)

3 位

→

(平成 34 年)

3 位以上

指標⑦

(アスリートの活躍)

◎ 国際大会における埼玉県ゆかりの選手の 8 位以上入賞者数

(平成 28 年度)

451 人

→

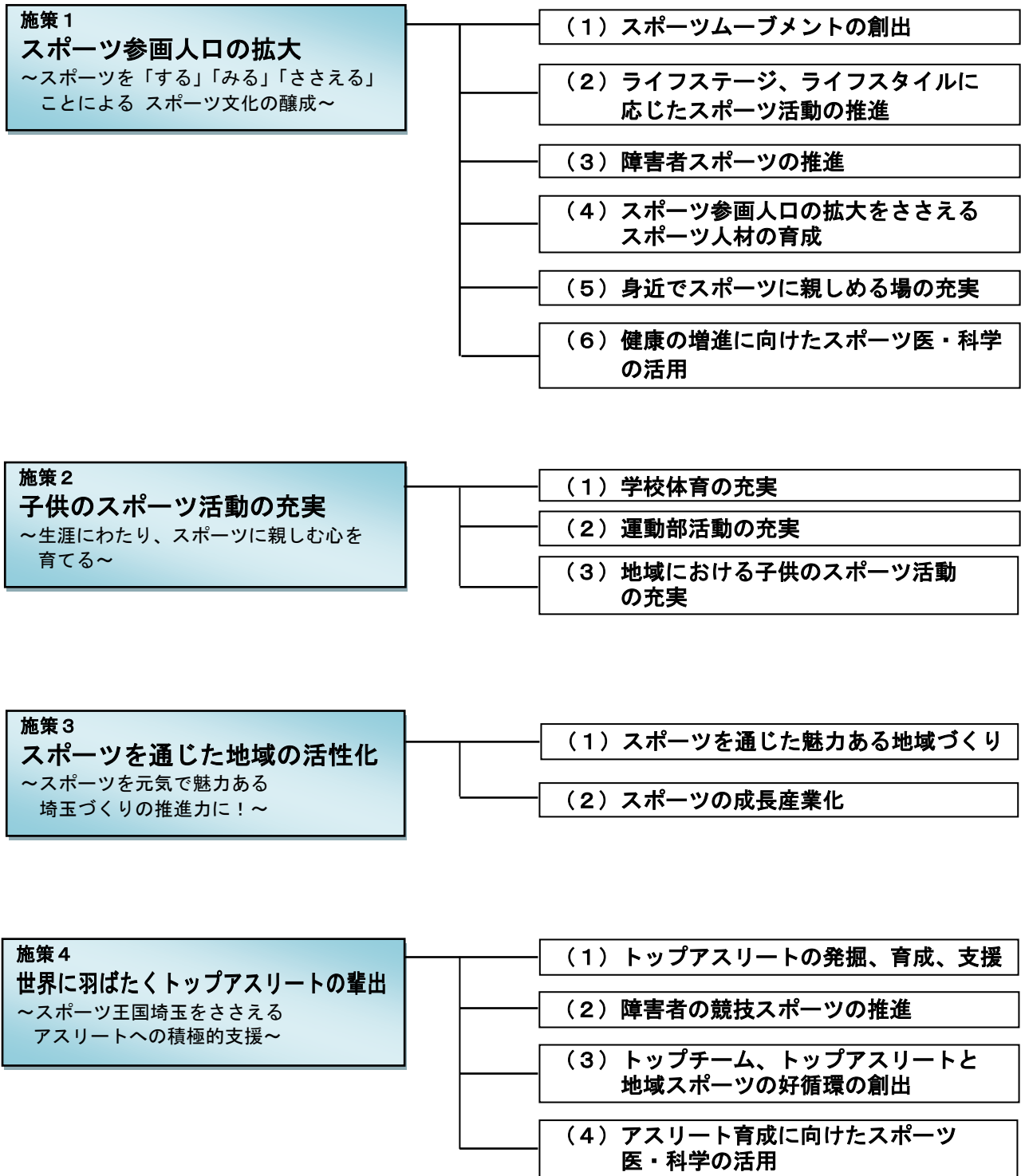
(平成 34 年度)

500 人以上

第4章 スポーツ推進に関する施策

第2期計画の目指す基本目標に向けて、今後5年間に県が取り組む施策を次のとおり定めます。

1 施策の体系



2 施策の展開

施策 1

スポーツ参画人口の拡大

～スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことによるスポーツ文化の醸成～

スポーツによって得られる楽しさや喜び、勇気、友情、感動などの価値は、人生を豊かに彩ります。

さらに、子供、高齢者、障害者、女性、外国人など、様々な人々がスポーツを楽しむことを通じて、スポーツは共生社会の実現に寄与する力を持っています。

また、スポーツを楽しみながら、継続していくことは、生活習慣病の予防・改善や介護予防につながり、健康寿命の延伸にも貢献します。

RWC2019や東京2020大会の開催を好機として、「する」スポーツとともに、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツを推進し、様々な形でスポーツを楽しむ人を増やし、本県のスポーツ文化の醸成を図ります。

(1) スポーツムーブメントの創出

施策の方向性

- 「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しさや喜びを実感できる取組について、官民連携のもと広く普及を図り、県民誰もがスポーツに親しむ気運を醸成します。
- スポーツに関心が薄い層を中心に、気軽にスポーツに関わるためのきっかけを積極的に提供します。そのため、市町村、スポーツ団体、民間企業、トップチーム、市町村との連携を図ります。

主な取組

- 官民連携によるスポーツ推進運動の展開
 - ・ 県民への身近なスポーツの場や機会の提供を創出するために、市町村やスポーツ団体、民間企業、大学、マスコミ等との連携により、県民誰もがスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで楽しむ推進運動を展開します。
- 新たなスポーツ体験機会の提供と情報発信
 - ・ 遊びやゲームを楽しむ感覚で気軽に取り組めるスポーツなど新たなスポーツの体験ができる機会を提供します。
 - ・ スポーツ団体等が開発した新たなスポーツに関する情報を発信します。

- **ニュースポーツやスポーツ・レクリエーション活動の推進**
 - ・ ニュースポーツやスポーツ・レクリエーション活動を推奨し、それらを普及するための教室やイベント等を開催し、県民に多様なスポーツの在り方を提案します。
- **「県民スポーツの日」関連事業の推進**
 - ・ 広く県民のスポーツ参加を促すため、市町村やスポーツ団体と連携し、「県民スポーツの日（毎年6月の第1日曜日）」に関する事業の実施と周知に努めます。
- **スポーツと他分野との融合によるスポーツの魅力発信**
 - ・ スポーツにはあまり関心がない人がスポーツに親しめるよう、健康、美容、食、観光などスポーツ以外の分野を組み合わせたスポーツの楽しみ方を発信します。
- **トップチームやトップアスリートとの交流**
 - ・ 県民のスポーツへの興味や関心を高めるため、スポーツ教室やイベント開催時において本県に本拠地を置くトップチームや本県ゆかりのトップアスリートとの交流を進め、スポーツを楽しむ気運を醸成します。
- **広報・情報発信の充実**
 - ・ 県内で行われるスポーツイベント等の情報が手軽に入手できるよう、市町村やスポーツ団体と連携して、情報を収集し発信します。
 - ・ 「彩の国だより」などの広報媒体、埼玉スポーツ情報ポータル「スポナビ！サイタマ！」、埼玉県スマホアプリ「ポケットブックまいたま」などの電子広報媒体やマスメディアを活用し、スポーツイベントやスポーツを楽しむために役立つ情報を積極的に提供します。

(2) ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツ活動の推進

施策の方向性

- 県民誰もがライフステージに応じてスポーツを身近に楽しむことができるよう、市町村やスポーツ団体等との連携により、様々なスポーツ大会やイベント等の開催に取り組みます。
- スポーツ実施率が低い傾向にある働き盛り世代や子育て世代に焦点を当てながら、ライフスタイルに応じたスポーツ・運動プログラムの普及を図ります。
- 「川の国埼玉」や「じてんしゃ王国 埼玉」として、水辺に親しむスポーツやサイクリング、野外活動など豊かな自然を体験するスポーツの推進に取り組みます。
- 「健康長寿埼玉プロジェクト」の普及を通じ、ウォーキング等の適切な運動習慣の拡大を図ります。

主な取組

- **職場ぐるみのスポーツ活動の促進**
 - ・ ビジネスパーソンへの職場でスポーツをする機会の提供など、職場ぐるみのスポーツ活動を促進します。併せて、民間企業へスポーツを通じた「健康経営」の普及を図ります。
 - ・ 従業員のスポーツ活動の支援や促進に向けて優れた取組を推進している民間企業の顕彰を検討します。
- **幼児から高齢者までの各ライフステージに応じたスポーツの推進**
 - ・ 市町村やスポーツ団体等と連携し、幅広い世代を対象としたスポーツ大会やイベント等を開催します。
 - ・ 家事や育児をしながら行える運動や子供と一緒に取り組めるスポーツなど、日常生活の中で手軽に取り組むことができるスポーツ活動を推進します。
 - ・ 総合型地域スポーツクラブやスポーツチームと協働で、親と子が共に楽しめるスポーツ教室の開催を促進します。
 - ・ 高齢者スポーツの振興のため彩の国プラチナフェスティバル「シルバースポーツ大会」の開催や、「ねんりんピック（全国健康福祉祭）」への選手派遣などを実施します。
- **各種スポーツ大会やイベント等開催の推進**
 - ・ 県民総合体育大会、秩父宮杯埼玉県自転車道路競争大会などのスポーツ大会やスポーツフェスティバルなどスポーツイベント等を実施します。
 - ・ 市町村や関係機関、スポーツ団体等と連携し、地域で行われる各種スポーツ大会やイベント等の開催を促進します。
- **県内の豊かな自然に親しむスポーツの推進**
 - ・ 自然に親しめるハイキング、キャンプ活動など本県の豊かな自然を生かしたアウトドアスポーツについて、体験イベントの開催や情報発信により、その魅力を知っていただく取組を推進します。
 - ・ カヌー・ラフティングなど川・湖沼で行うスポーツやサイクリングについての取組を推進します。
- **健康長寿埼玉プロジェクト等の普及**
 - ・ スポーツ大会やイベントの開催などにおいて、健康長寿埼玉プロジェクト等の普及を通じ、スポーツを通じた健康づくりに取り組む人を増やしていきます。
 - ・ 国は健康寿命の延伸に効果のある「スポーツプログラム」を策定することとしています。この「スポーツプログラム」を積極的に活用するほか、先進事例の普及を通じ、適切なスポーツの習慣化を図ります。

健康長寿埼玉プロジェクト

誰もが健康で生き生きと暮らせる健康長寿社会の実現を目指して、埼玉県が推進するプロジェクトのこと。次の取組を展開しています。

- ・「健康長寿埼玉モデル」の普及・拡大
「毎日1万歩運動」や「筋力アップトレーニング」などを推奨プログラムとして市町村の健康づくりを促す取組
- ・「埼玉県コバトン健康マイレージ」の運用
ウォーキングなどの健康づくりへの参加でポイントを貯め、抽選で賞品が当たる健康づくりの取組
- ・「健康長寿サポーター」の養成拡大
健康長寿の気運醸成を図るため、自ら健康づくりに取り組むとともに家族などに健康情報を広める「健康長寿サポーター」の養成拡大

本県では、平成33年までに以下のとおり健康寿命の延伸を目指しています。

男性 17.19年（平成27年） → 17.63年（平成33年）

女性 20.05年（平成27年） → 20.26年（平成33年）

（※健康寿命…65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間（「要介護2」以上になるまでの期間））

（3） 障害者スポーツの推進

施策の方向性

- 障害者スポーツの推進を通じ、東京2020大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現を目指します。
- 障害の有無に関わらず、障害者と健常者が共にスポーツを楽しむことができる機会を拡大します。
- 障害者が地域や学校など身近な場でスポーツに参画できるよう、イベントの開催や障害者スポーツの指導者養成を推進します。
- スポーツ施設のバリアフリーやユニバーサルデザイン、施設の運用面での配慮を促進します。
- 身近な地域で障害者がスポーツに親しむことができるよう、特別支援学校のスポーツ施設等の活用を促進します。

主な取組

- **障害者スポーツの普及・啓発**
 - ・ 市町村や関係団体と連携し、障害者スポーツの体験型イベントの開催など、障害者がスポーツに触れる機会を積極的に提供するとともに、健常者の障害者スポーツへの理解を深める取組を推進します。
 - ・ 「彩の国ふれあいピック」等の開催を通じ、障害者スポーツの普及・啓発を進めます。
- **障害者のライフステージに応じたスポーツ機会の提供の促進**
 - ・ 市町村、学校、スポーツ団体、医療機関及び障害者福祉団体等に、先進事例の情報を提供するなどにより、ライフステージに応じたスポーツ機会の提供を促進します。
- **障害者に対するスポーツ関連情報の提供**
 - ・ 県内の障害者のスポーツ大会・イベントの開催状況や県内のスポーツ施設の利用に関する情報の提供を進めます。
- **障害者スポーツ指導員の養成**
 - ・ 県社会福祉事業団やスポーツ団体等と連携し、障害者スポーツ指導員を養成し、指導者の増加や講習機会の充実を図ります。
- **障害者のスポーツ施設の利用や観戦のしやすさの向上の促進**
 - ・ スポーツ施設設置者へ国によるスポーツ施設のバリアフリーやユニバーサルデザインに関連する基準や先進事例等の提供により利用や観戦のしやすさの向上に取り組めます。
 - ・ スポーツ施設管理者に対して「障害者差別解消法」の周知等を行うことで、施設における障害者スポーツへの理解を啓発します。
- **障害者が地域でスポーツに親しむ環境整備**
 - ・ 特別支援学校等の活用による地域における障害者スポーツの拠点化への支援に取り組めます。
 - ・ 総合型地域スポーツクラブに対して、スポーツプログラムの紹介など、障害者スポーツを導入するガイドブックの普及などの活動支援を行い、障害者スポーツへの理解を促進します。

(4) スポーツ参画人口の拡大をささえるスポーツ人材の育成

施策の方向性

- 地域でスポーツをささえる指導者やスポーツ推進委員、スポーツボランティアなどの人材の育成、活用を推進します。
- 無理なく継続的に適切にスポーツや運動を行う方法を指導・普及啓発するための指導者の育成、活用を推進します。

- スポーツ団体のマネジメントを担う人材を育成します。

主な取組

- **地域におけるスポーツ指導者の養成及び活用**
 - ・ スポーツ指導者を養成するため、スポーツリーダー養成研修を実施します。
 - ・ スポーツ指導者の活用を推進するため、埼玉県スポーツリーダーバンク制度の適切な運用を推進します。
- **スポーツ推進委員活動の活性化**
 - ・ 地域スポーツの推進役となるスポーツ推進委員の活動を促進するため、市町村や埼玉県スポーツ推進委員協議会と連携し、研修を通じた資質の向上や会議などを通じた、相互の情報共有を図ります。
 - ・ スポーツ推進委員の活動を活性化するため、総合型地域スポーツクラブや地域のスポーツ団体等との連絡会議の開催などにより、協働を促します。
- **スポーツボランティアの育成及び活用**
 - ・ 埼玉県スポーツボランティア制度の適切な運用を推進するとともに、その資質向上に向けた研修会を開催します。
- **スポーツ団体の組織強化を担う人材の育成**
 - ・ 総合型地域スポーツクラブが、地域に根差したスポーツ活動の場となるよう、クラブマネジャーの養成やクラブ経営の指導者の育成を推進します。
 - ・ スポーツ団体のガバナンスや収益性を向上させるため、人材の育成や資質向上を図ります。

(5) 身近でスポーツに親しめる場の充実

施策の方向性

- 地域スポーツの担い手として期待される総合型地域スポーツクラブについて、自主的な運営や地域の課題解決に向けた取組の推進などクラブの質的充実を支援します。
- 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団など地域のスポーツ団体の活動を支援するなど、身近なスポーツ環境の整備に取り組みます。
- 誰もが身近にスポーツを楽しむことができるよう、関連する基準や事例等の情報提供により、スポーツ施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン、運営及びアクセシビリティの改善を促進します。
- 地域におけるスポーツ・レクリエーションの場として、県立スポーツ施設の長寿命化、有効活用、利用しやすさの向上を図ります。
- 身近な体育施設である県立学校の体育施設の開放を推進します。また、大学や企業等へスポーツ施設の開放に向けた働きかけを行います。

- 商業施設のオープンスペース等、スポーツ施設以外のスポーツの場の創出を促進します。

主な取組

- 総合型地域スポーツクラブの質的充実につながる活動への支援
 - ・ 総合型地域スポーツクラブの自立と安定した運営に向け、PDCA（PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（見直し））サイクルの活用等、組織運営の点検や評価により、運営改善の取組を行うよう促します。
 - ・ 総合型地域スポーツクラブの認知度の向上を図るとともに、スポーツ指導者の派遣等により活動を支援します。
- スポーツ少年団活動の支援
 - ・ スポーツの裾野の拡大と子供のスポーツ機会の充実、青少年の健全育成を図るため、県体育協会等と連携し、各種大会の円滑な運営や指導者の資質向上等により、スポーツ少年団の活動を支援します。
- 屋内50m水泳場整備の推進
 - ・ アスリートの育成、県民の健康増進の観点から、屋内50m水泳場の整備を推進します。
- スポーツ・レクリエーションの場の充実
 - ・ ウォーキングコースや公園施設の整備や県民の利用しやすさに配慮した管理運営により、スポーツやレクリエーション活動の場の充実に努めます。
 - ・ 「埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実に関する指針」を踏まえ、県立スポーツ施設の有効活用や整備の在り方の検討を進めます。
- 県立学校体育施設や大学・企業等のスポーツ施設開放の推進
 - ・ 県立学校体育施設について、利用施設や利用時間の確保など引き続き開放事業の推進を図ります。
 - ・ 県内の大学や企業所有のスポーツ施設の開放を促進します。
- オープンスペース等スポーツ施設以外のスポーツの場の創出
 - ・ 民間企業等の協力の下、気軽にスポーツをする場として、オープンスペースなどの活用を促進します。

（6）健康の増進に向けたスポーツ医・科学の活用

施策の方向性

- 県民の健康維持、体力向上のため、スポーツ医・科学で得た知見を生かします。
- 県内におけるスポーツ医・科学の活用を図る拠点施設の整備について検討を進めます。

主な取組

- **スポーツ医・科学の知識を活用したスポーツ活動の推進**
 - ・ スポーツ活動を推進する上で、健康増進やスポーツ栄養学の視点に立った役立つ情報を県民へ発信します。
 - ・ スポーツ指導者の育成に当たり、研修などの機会を通じスポーツ医・科学の知識習得を促進します。
- **スポーツ医・科学を活用した拠点施設の設置検討**
 - ・ 県内におけるスポーツ医・科学の活用を図るための健康・スポーツ分野の拠点施設の整備に向け、機能や整備手法、運営方法などの検討を進めます。

施策 2

子供のスポーツ活動の充実

～生涯にわたり、スポーツに親しむ心を育てる～

生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を身につけるためには、子供の頃のスポーツ活動の経験が重要です。

学校体育や地域のスポーツ活動の充実を図り、子供が生涯にわたってスポーツに親しむための運動習慣の確立と体力の向上を目指します。

(1) 学校体育の充実

施策の方向性

- 子供たち一人一人の特性に合った指導を実践し、効果的に体力向上を図る取組を推進します。
- 子供がスポーツを好きになり、生涯にわたるスポーツライフの基礎を築くことができるよう、学校体育の内容や指導方法の充実を図ります。
- 体育活動における事故防止のため、スポーツ医・科学に基づいた安全な指導の実践に向けた指導者研修等の充実に取り組みます。

主な取組

- **体力と運動技能を高める活動の推進**
 - ・ 多様な個性や能力に応じて、児童生徒が運動を楽しみ、スポーツ実践の基礎となる体力や運動技能を身に付けることができるよう、小学校・中学校体育授業研究会や高等学校体育地区研究協議会等の実施を通じて教員の指導力を向上させ、体育授業の質の向上を図ります。
 - ・ 体育祭や球技大会などの体育的行事をとおして、児童生徒の体力の向上に努めます。
 - ・ 児童生徒の体力と運動能力を高めるため、教員同士が学び合い高め合う機会を充実させます。
 - ・ 効果的で安全な授業を実践するため、スポーツ医・科学等に基づく研修を実施し、教員の資質向上を図ります。
 - ・ 児童生徒が運動の特性や魅力を十分に理解できるよう、専門的な知識や指導力を有する外部指導者の活用を推進します。

- 児童生徒一人一人の目標値の設定による体力の向上
 - ・ 児童生徒一人一人の目標を設定することにより、発達段階や個人差に応じた指導を実践するため、「体力プロフィールシート」*⁴等を活用し、効果的な体力向上の取組を推進します。
 - ・ シートの活用により児童生徒の主体的な体力向上に向けた取組を推進します。
- 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実践するための資質や能力を育む活動の推進
 - ・ 児童生徒がスポーツへの関心を高め、知識や技術を身に付けることができるよう、教育課程研究協議会等の実施を通じ、効果的な教育課程の編成や指導計画の作成を推進します。
 - ・ 児童生徒が主体的にスポーツに取り組むようになるよう、授業研究会や教員研修等の充実を図ります。
 - ・ 体育祭や球技大会などの体育的行事をとおして、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を形成し、その定着を図ります。
- 小学校の体育的活動への外部指導者の活用
 - ・ 小学校において、運動の特性や魅力をより実感できる体育的活動を推進するため、市町村や県体育協会や県レクリエーション協会等と連携し、外部指導者の活用を図ります。
- 学校体育施設や設備の整備の推進
 - ・ 学校設置者と連携し、国の支援も活用しながら、老朽化対策などの学校体育施設や設備の整備を進めます。

(2) 運動部活動の充実

施策の方向性

- 運動部活動を児童生徒にとってより充実したものとするために、指導者の資質向上や外部指導者等の人材の活用を進めます。
- 特別支援学校児童生徒の運動部活動をはじめとするスポーツ活動の推進を図ります。
- 運動部活動における安全性の確立のために、事故防止に関する取組を推進します。

主な取組

- 運動部活動における外部指導者の活用の充実
 - ・ 中学校等の運動部活動において、指導者不足等への対応や専門性を生かした指導を充実させるため、総合型地域スポーツクラブや地域で活躍する専門的指導者など、外部指導者の活用を進めます。

*⁴ 新体力テストの結果に応じて、児童生徒の個別の目標値が設定されている評価シートのこと。

- ・ 高等学校の運動部へ外部指導者を配置し、生徒の運動技能を踏まえた指導を行うなど運動部活動の活性化を図ります。
- **指導者の資質向上**
 - ・ 運動部活動における教員や外部指導者による指導力向上のため、講習会を実施します。
 - ・ 運動部活動指導の経験が少ない指導者の増加に伴い、そうした指導者に対する支援体制について研究します。
 - ・ 効果的で安全な運動部活動指導のため、実績のある優秀な指導者による講習会や、スポーツ医・科学等の成果を活用した講習会を実施します。
- **運動部活動内容の充実**
 - ・ 学校の実態に応じて、近隣の学校と合同で組織する複数校合同部活動の取組を進めるとともに、運動部活動の各種大会の充実に取り組みます。
- **特別支援学校児童生徒のスポーツ活動の推進**
 - ・ 特別支援学校児童生徒のスポーツ活動の推進を図り、全国的なスポーツ大会への参加を促進します。
- **運動部活動の安全性の確立**
 - ・ 運動部活動における安全性を確立するため、運動部活動指導資料の活用を推進します。
 - ・ 指導者への講習会等において、救急法及びA E D講習等を実施するなど、運動部活動時の緊急事態にも対応できる知識や技術の習得と意識の向上を図ります。

(3) 地域における子供のスポーツ活動の充実

施策の方向性

- 幼児期からの運動習慣づくりを推進します。
- 学校と家庭・地域が相互に連携しながら、身近な地域において子供がスポーツに接し、親しむ取組を推進します。

主な取組

- **幼児期運動指針の普及・活用**
 - ・ 市町村、教育関係団体及びスポーツ団体と連携し、「幼児期運動指針」及び当該指針に基づく指導のための資料を、教育機関、保育所等及び幼児の保護者に普及し、その活用を促進します。
- **「アクティブ・チャイルド・プログラム」の普及・活用**
 - ・ 市町村、教育関係団体及びスポーツ関係団体と連携し、小学生の発達段階に応じて基礎的な動作を獲得できる「アクティブ・チャイルド・プログラム」の普及を図るため、教育機関等への情報提供に努め、その活用を促します。
- **スポーツ関係団体との連携によるスポーツ機会の拡大**

- ・ 児童生徒が運動を楽しみ、スポーツ実践の基礎となる体力や運動技能を身に付けることができるよう、スポーツ団体と連携し、子供向けスポーツ教室など体力向上の取組を推進します。
 - ・ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動内容について、情報を発信し、身近な地域における子供のスポーツ機会の提供を推進します。
- **学校と家庭や地域の連携の推進**
- ・ 「学校応援団」*⁵の活用や「彩の国教育の日」（毎年11月1日）との関連事業を展開するなど、家庭や地域の教育力を生かしたスポーツに係る取組を推進します。
 - ・ 学校と家庭や地域の連携により、健康、安全、体力の向上に関する啓発や体力向上の取組等を推進します。
- **野外活動やレクリエーション活動の推進**
- ・ ハイキング、サイクリング、キャンプ活動などの野外活動やレクリエーション活動を関係団体と連携しながら促進し、子供のスポーツ習慣や豊かな人間性・社会性を育成します。
- **県内トップチームやアスリートとの交流**
- ・ スポーツ教室の開催をはじめ、県内のトップチームやアスリートとの交流を促進し、スポーツへの興味・関心を高めます。

*⁵ 学校における学習活動、安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織のこと。

施策 3

スポーツを通じた地域の活性化

～スポーツを元気で魅力ある埼玉づくりの推進力に！～

RWC2019、東京 2020 大会の開催が契機となり、県民のスポーツへの関心が高まります。2つの世界的な大会が行われる本県にとっては、世界に向けて埼玉県の魅力を伝える絶好の機会となります。

両大会をオール埼玉体制で成功に導き、スポーツを通じて多くの人を呼び込み、地域社会に更なる賑わいを創出します。

国際大会をはじめとする多彩なスポーツ大会の開催や、豊かな自然を生かしたアウトドアスポーツの振興などにより、県内外から集客を図るスポーツツーリズムを推進します。

また、本県の持つ様々な資源を最大限に活用して、スポーツ関連産業の成長産業化を支援し、スポーツ振興と産業振興の好循環をつくります。

(1) スポーツを通じた魅力ある地域づくり

施策の方向性

- RWC2019、東京 2020 大会を好機として、スポーツを活用した地域コミュニティの活性化を推進します。
- RWC2019、東京 2020 大会の開催に向け、地域活性化、観光振興、グローバル化等の観点から、海外との相互交流を推進します。
- 多彩なスポーツ大会・イベントの誘致・開催に取り組み、県内外からの交流人口を拡大させるとともに、スポーツ施設の活用による地域における賑わいの創出や地域の魅力づくりを推進します。
- ホームタウンスポーツづくりの推進など地域のスポーツへの関心を高めることにより、スポーツによる地域の魅力づくりと地域コミュニティの形成を促進します。
- トップチームによる地域に密着したチームづくり、チームと地域との交流拡大を通じ、市町村におけるホームタウンチーム化を促進します。
- スポーツを通じた地域の魅力づくりの視点を踏まえ、スポーツ施設の整備・活用を図ります。

主な取組

- **RWC2019、東京 2020 大会に向けた気運醸成**
 - ・ 多くの方に競技会場に来場いただけるよう、本県開催競技の体験機会を増やし、ルール理解や競技の楽しみ方を普及することで、RWC2019、東京 2020 大会に向けた気運の醸成を図ります。
- **RWC2019、東京 2020 大会に関連したイベントの開催やPR活動の展開**
 - ・ 両大会への関心を高めるため、開催前の適切な時期において、集中的にイベントやテレビ等各種媒体を通じたPR活動を展開します。
 - ・ 県内各地域で開催される、県民参加のスポーツ関連イベント等を支援します。
- **東京 2020 大会出場の海外チームの事前トレーニングキャンプ誘致の推進**
 - ・ 地域活性化、観光振興、グローバル化の観点から、誘致を希望する市町村と連携してキャンプ誘致を進めます。
- **トップレベルの競技会や大規模スポーツ大会等の招致・開催の推進**
 - ・ 県民がスポーツの魅力を感じることができるよう、トップレベルの競技大会や大規模スポーツ大会等の招致・開催を推進します。
 - ・ トップレベルの競技大会や大規模スポーツ大会等を通じ、地域の魅力発信や賑わいの創出を図ります。
- **「ホームタウンスポーツ」づくりの促進**
 - ・ 競技会やイベント開催などを通じ、ホームタウンスポーツづくりにより、地域の魅力の向上を図る市町村の取組を促進します。
- **トップチームと地域との交流を促進**
 - ・ トップチームによる、地域に密着したチームづくりを促進します。
 - ・ 市町村におけるホームタウンチーム化を促進し、地域との一体感を高め、ファン層の拡大によるチームへの支援につなげます。
- **スポーツ施設を活用した地域の魅力づくり**
 - ・ スポーツ施設を活用し、地域の賑わいの創出や魅力づくりを推進します。
 - ・ スポーツ施設の整備に当たっては、地域のにぎわい創出や魅力づくりの視点を踏まえた検討を行います。

(2) スポーツの成長産業化

施策の方向性

- 多彩なスポーツ大会やイベントの誘致・開催を通じて、県内外からの交流人口の拡大やスポーツツーリズムを推進し、地域の魅力に触れる機会の充実を図る。
- 市町村におけるホームタウンスポーツの推進を通じ、スポーツを通じた地域経済の活性化を促します。
- 市町村と連携してスポーツチームのホームタウンチーム化を推進し、更なるファ

ン層の獲得による集客アップと地域の賑わいづくりを促進します。

- 市場の拡大が見込まれる健康関連分野をはじめ、スポーツ関連産業への参入支援を通じ、スポーツ振興と産業振興の好循環を図ります。
- スポーツ施設の整備・活用を図り、スポーツを通じた地域経済の活性化の視点を踏まえて検討します。

主な取組

- **多彩なスポーツ大会やイベントの誘致・開催を通じたスポーツツーリズムの推進**
 - ・ 多彩なスポーツ大会やイベントの誘致・開催を通じ、県内外からの参加者が食や物産など県の魅力を楽しめる併催イベントを開催し、地域経済の活性化を図ります。
 - ・ 大会やイベントの参加者に、県内の各地域に足を運んでいただけるよう、地域の魅力を発信するプロモーションを推進します。
- **豊かな自然に親しむスポーツを通じた消費の喚起**
 - ・ 本県の豊かな自然を生かしたサイクリング、カヌー・ラフティング、キャンプなどのアウトドアスポーツを推進し、地元の食・特産品、観光や、旅行、アパレル、スポーツ用品など様々な消費の喚起により地域経済の活性化を促進します。
- **スポーツ大会やイベントを通じた民間企業等のPR**
 - ・ 各種スポーツ大会やイベント開催に対し、民間企業等による協力を積極的に働きかけるとともに、協力企業等のPRを実施し、企業活動の促進を図ります。
- **「ホームタウンスポーツ」づくりの推進（再掲）**
 - ・ 競技会やイベント開催などを通じ、ホームタウンスポーツづくりにより地域の魅力の向上を図る市町村の取組を促進します。
 - ・ 競技会やイベント開催などを通じ集客を図るとともに、関連スポーツ用品の消費を促すことで、地域経済の活性化を促進します。
- **スポーツチームの活性化支援**
 - ・ 市町村と連携し、スポーツチームのホームタウンチーム化を進め、地域のファン層を拡大するほか、チームの積極的な魅力発信を通じ、多くの観戦客を呼び込みホームゲームでの盛上げを図るなど、チームの活性化を支援します。
- **スポーツ関連産業に参入する企業への支援**
 - ・ スポーツ関連産業に参入する民間企業に対して、経営強化、技術・製品開発、資金調達、販路拡大等を支援します。
- **健康関連サービス産業への支援**
 - ・ スポーツによる健康増進意欲の高まりを踏まえ、スポーツを通じた健康関連ビジネスに取り組むサービス事業者を支援します。
- **多彩なスポーツ大会やイベントを通じたスポーツ関連ビジネスのPR**
 - ・ 大会やイベント開催時に、スポーツ関連商品PRブースの設置などにより、来場者へスポーツ関連ビジネスのPRを図ります。
 - ・ スポーツ関連企業主催のスポーツイベント開催を促進します。

○ **スポーツ施設を活用した地域経済の活性化**

- ・ スポーツ施設の整備・活用を検討する際は、スポーツを通じた地域経済の活性化を目指します。

施策 4

世界に羽ばたくトップアスリートの輩出

～スポーツ王国埼玉をささえるアスリートへの積極的支援～

埼玉県ゆかりのトップアスリートが自らの限界に挑戦する姿は、県民に感動や勇気、夢と希望を与え、人生をより豊かなものにします。全国大会や国際大会で活躍できる選手を発掘、育成、支援するとともに、トップアスリートの活躍により、県民のスポーツへの関心を高め、トップアスリートの活躍とスポーツ振興の好循環を創出します。

(1) トップアスリートの発掘、育成、支援

施策の方向性

- ジュニア世代の発掘からトップアスリートへの育成まで、一貫したアスリートの育成支援を推進します。
- 東京2020大会での活躍を見据え、スポーツ医・科学の活用による競技力向上支援、企業への就職や練習環境の整備支援など、多面的にアスリートを支援します。
- アンチドーピング教育の推進に取り組みます。
- 競技力の向上に向けて、優秀な指導者等の育成に取り組みます。

主な取組

- **アスリートの発掘・育成**
 - ・ 次代の埼玉スポーツ界を担う若い人材を発掘し、ジュニア期からアスリートとしての競技力向上を図る「埼玉県ジュニアアスリート発掘育成事業」に取り組みます。
 - ・ ジュニア期からトップアスリートまでの一貫した指導が継続されるよう、競技団体や指導者への研修を充実します。
- **埼玉発のオリンピックの育成**
 - ・ スポーツ医・科学による科学的なトレーニングや強化活動費の助成などにより、オリンピックでの活躍を支援していきます。
 - ・ 安全で公正な競技の実施に向け、本県の選手や指導者に対するアンチドーピングの研修を充実します。

- **安定した競技生活を継続するための就職支援**
 - ・ アスリート向けに県内企業との就職マッチングの機会を経済団体等と連携して提供し、アスリートの安定した競技生活の継続を図ります。
- **指導者等の育成**
 - ・ 各競技団体等における公認指導者や有資格指導者の登録の促進や選手強化のためのコーチ研修会やスポーツ指導者研修会等の充実を図るなど、競技力向上に向けた優秀な指導者や審判の育成に取り組みます。
- **競技団体組織の強化**
 - ・ 県体育協会の組織力強化を支援するとともに、競技団体による主体的な活動を促す研修の充実などにより、競技力向上のための組織的取組を推進します。

(2) 障害者の競技スポーツの推進

施策の方向性

- 障害者スポーツの振興により競技人口を拡大するとともに、障害者のアスリートの発掘、育成を推進します。
- 競技会の開催やアスリートの活動拠点の確保など障害者のアスリートに対する支援を、関係団体や民間企業との連携のもと推進します。

主な取組

- **障害者の競技スポーツの裾野の拡大**
 - ・ 障害者の競技スポーツの裾野となる障害者のスポーツ活動の普及を図るため、各種競技会の開催や障害者スポーツ指導員の養成を図ります。
 - ・ 東京 2020 大会に向けたパラリンピック競技種目の周知・普及を図ります。
- **障害者アスリートの発掘・育成**
 - ・ 競技団体や特別支援学校等の教育機関と連携し、アスリートの発掘を推進するとともに、効果的な育成を図ります。
 - ・ 「彩の国パラリンピック選手育成強化事業」により、パラリンピック出場を目指す有望な障害者アスリートをターゲットとして、競技力向上のための強化練習会の実施や、海外遠征費の助成など、集中的な育成・強化を推進します。
- **障害者の競技スポーツの競技力向上**
 - ・ 「全国障害者スポーツ大会」への本県代表選手の派遣や、障害者アスリートへの活動支援などにより、競技力の向上を図ります。

(3) トップチーム、トップアスリートと地域スポーツの好循環の創出

施策の方向性

- トップチームやトップアスリートと地域スポーツ活動との連携を推進します。
- 埼玉県ゆかりのトップアスリートの技術や経験を活用し、次世代アスリートの育成や競技力の向上に取り組めます。
- トップアスリートの功績を称える顕彰を通じ、アスリートとスポーツに対する関心を高めます。

主な取組

- **トップチーム・トップアスリートと連携した地域スポーツ活動の推進**
 - ・ トップチームやトップアスリートによる地域でのスポーツ教室等の開催を通じ、地域スポーツの振興を図ります。
- **「ホームタウンチーム化」の推進（再掲）**
 - ・ 市町村と連携してトップチームのホームタウン化を進め、チームの積極的な魅力発信により、地域におけるファン層の拡大を図り、県民のスポーツ振興につなげます。
- **トップアスリートを活用した事業の推進**
 - ・ 次世代アスリートの発掘・育成を目指し、トップアスリートの技術や経験、人間的な魅力等を生かしたジュニア期からのアスリート育成事業に取り組めます。
 - ・ アスリートの育成や競技力向上のため、県体育協会と連携し、トップアスリートやトップコーチを活用した指導者研修会や講習会の実施に取り組めます。
- **スポーツ顕彰制度の実施**
 - ・ 優秀な競技成績を収めた選手やスポーツ振興に功労のあった人や団体を顕彰することにより、トップアスリートやトップチームの持つ魅力を発信し、スポーツへの関心を高めます。

(4) アスリート育成に向けたスポーツ医・科学の活用

施策の方向性

- スポーツ医・科学に係る専門家や大学等との連携を深め、安全で効果的なトレーニング方法の普及やアンチドーピング教育の推進に取り組めます。
- スポーツ医・科学を活用した、競技力の向上に取り組めます。
- 県内におけるスポーツ医・科学の活用を図る拠点施設の整備について検討を進めます。

主な取組

- **スポーツ医・科学の知見を活用したアスリート支援**
 - ・ 県体育協会や県内の関係大学との連携により、スポーツ医・科学を活用した競技力の向上対策を推進するとともに、スポーツ指導者やアスリートへの専門的な研修を充実します。
 - ・ スポーツ医・科学を活用したトレーニングや栄養指導等により、アスリートを支援します。
 - ・ 安全で公正な競技の実施に向け、本県の選手や指導者に対するアンチドーピング研修会や講習会の実施を進めます。
 - ・ 女性特有の課題への配慮を踏まえ、女性アスリートの競技力向上の取組を積極的に支援します。
- **スポーツ医・科学を活用した拠点施設の設置検討（再掲）**
 - ・ 県内におけるスポーツ医・科学の活用を図るための健康・スポーツ分野の拠点施設の整備に向け、機能や整備手法、運営方法などの検討を進めます。

第5章 計画の推進体制

スポーツ推進に係る様々な施策を総合的かつ計画的に推進するために、以下のとおり、県、市町村、県民、スポーツ団体、民間企業等が各々の立場から主体的に取り組むとともに互いに連携・協働しながら取組を展開していきます。

(1) 全庁的な推進体制

スポーツに係る幅広い分野の施策展開を進めていくために、全庁的な推進体制を構築し、関係各課と密接に連携、協働しながら計画を推進します。

(2) 市町村、学校、スポーツ団体、専門機関、トップチーム、マスコミ、民間企業等との連携、協働

県民誰もがスポーツを楽しむ埼玉を実現し、生涯スポーツ、競技スポーツ、スポーツによる地域の活性化などを推進していくためには、県民はもとより計画の実現を担う関係団体の参画が不可欠となっています。

市町村、学校や学校体育団体、(公財)埼玉県体育協会、各競技団体、埼玉県レクリエーション協会、埼玉県スポーツ推進委員協議会、(一社)埼玉県障害者スポーツ協会などのスポーツ団体、(一社)埼玉県医師会、国立スポーツ科学センター(JISS)などの専門機関、県内に本拠地を置くトップチーム、マスコミ、民間企業などとの連携・協働が求められます

(3) 計画の進行管理

- 計画に掲げた施策については、PDCA(PLAN(計画)→DO(実行)→CHECK(評価)→ACTION(見直し))サイクルに基づき着実に進めていきます。
- 計画の評価については、基本目標別に設定した指標(目標値)の達成状況や、各施策の進捗状況を踏まえ、埼玉県スポーツ推進審議会での審議などを通じて実施します。
- これらの取組を県民に公表することで、説明責任を果たし、より効果的なスポーツの推進に取り組んでいきます。

(参考) ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて

1 ラグビーワールドカップ2019

4年に1度開催される15人制ラグビーの世界一決定戦。オリンピック、サッカーワールドカップと並び、世界中が注目する三大国際スポーツイベントの一つ。

本県における大会開催に当たっては、以下の大会ビジョン、大会ミッションを踏まえて進めていきます。

(1) ラグビーワールドカップ2019 日本大会の概要

【大会ビジョン】

「絆 協創 そして前へ」

日本と世界の人々を強い絆で結び、

誰も経験したことのない、

ラグビーと仲間たちの祭典を協創しよう。

すべての人の輝く未来へ、進もう心ひとつに。

【大会ミッション】

「強いニッポン」で世界の人々をおもてなししよう

すべての人が楽しめる大会にしよう

ラグビーの精神を世の中に伝えよう

アジアにおけるグローバルスポーツの発展に貢献しよう

【2019日本大会の特長】

- ・ アジアで初のラグビーワールドカップ
- ・ ラグビー伝統国以外で初のラグビーワールドカップ
- ・ ラグビー（7人制）がオリンピック種目に採用されてから最初の大会

【大会概要】

- ① 主催 ワールドラグビー
- ② 開催期間 平成31年9月20日（金）～11月2日（土）（44日間）
- ③ 参加チーム 20チーム
- ④ 試合数・形式
 予選プール：5チーム×4プール（プール内総当たり戦）40試合
 決勝トーナメント：準々決勝、準決勝、3位決定戦、決勝 8試合

⑤ 開催都市及び試合開催会場

開催都市	試合開催会場
札幌市	札幌ドーム
岩手県・釜石市	釜石鶴住居復興スタジアム（仮称）
埼玉県・熊谷市	県営熊谷ラグビー場
東京都	東京スタジアム
神奈川県・横浜市	横浜国際総合競技場
静岡県	小笠山総合運動公園エコパスタジアム
愛知県・豊田市	豊田スタジアム
大阪府・東大阪市	東大阪市花園ラグビー場
神戸市	神戸市御崎公園球技場
福岡県・福岡市	東平尾公園博多の森球技場
熊本県・熊本市	熊本県民総合運動公園陸上競技場
大分県	大分スポーツ公園総合競技場

※開幕戦

※決勝戦



【県営熊谷ラグビー場（Aグラウンド）】
改修後イメージ図

(2) 大会の効果

- ・ 海外からの観戦者の多くは長期滞在（約3週間）し、日本各地を観光。
- ・ 2015年のイングランド大会では、海外から40万6000人も観客が訪れ、22億6700万ポンドの経済効果があったとされる。

<大会の主な効果（2015イングランド大会の場合）>

- ・ テレビ放映国 209か国（過去最高）
- ・ チケット販売数 247万枚（過去最高）
- ・ 海外からの観客数 40万6000人（推定）
- ・ 経済効果 22億6700万ポンド（推定）
（約3,400億円 1£ = ¥150）



【2015 イングランド大会 南アフリカ対日本】

(3) 本県の取組状況

①気運醸成

- ・大会開催周年イベントの開催
- ・県内外の集客イベント等にPRブース出展、PRグッズの作成
- ・日本代表戦のパブリックビューイングの実施 等

②ラグビー普及活動

- ・県内全小学校へのタグラグビーの普及
- ・教員を対象としたタグラグビー研修の実施
- ・タグラグビー出前モデル授業の実施 等

③トップレベルの試合誘致

- ・トップリーグの試合誘致、日本代表戦の試合誘致 等

④大会に向けた準備

- ・会場運営計画の策定
- ・輸送交通計画の策定
- ・ボランティアの募集、研修
- ・ファンゾーン運営計画の策定 等

(4) 2019日本大会までの主な予定

平成28年度中	キャンプ地選定プロセス開始
平成29年度中	予選プール組合せの決定 試合日程・対戦カードの決定 チケット販売開始 ボランティア募集開始
平成30年度中	開催都市組織委員会（通称：LOC）設置 テストイベントの開催

平成31年9月20日～11月2日 ラグビーワールドカップ2019開催

2 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

(1) オリンピック・パラリンピックの意義

① オリンピック

ア オリンピズムの根本原則

オリンピック憲章では、オリンピズムの根本原則を次のように定めています。

オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである。その生き方は努力する喜び、良い規範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする。

イ オリンピックの価値

国際オリンピック委員会（IOC）がオリンピックの3つの価値を次のとおり示しています。

「Excellence(卓越)」・・・スポーツに限らず人生においてベストを尽くすこと。

大切なのは勝利することではなく、目標に向かって全力で取り組むことであり、体と頭と心の健全な調和をはぐくむことである。

「Friendship(友情)」・・・スポーツでの喜びやチームスピリット、対戦相手との交流は人と人とを結び付け、互いの理解を深める。そのことは平和でよりよい世界の構築に寄与する。

「Respect(敬意／尊重)」・・・互いに敬意を払い、ルールを尊重することはフェアプレー精神をはぐくむ。これはオリンピック・ムーブメントに参加するすべての人にとっての原則である。

ウ オリンピック・ムーブメントについて

オリンピックのあるべき姿(オリンピズム)を世界中の人々によく知ってもらい、その考え方を大きく広げていく活動のことです。オリンピックのあるべき姿(オリンピズム)とは「スポーツを通してこころとからだを健全にし、さらには文化・国籍といったさまざまな違いを超え、友情や連帯感、フェアプレーの精神をもって互いを理解し合うことで、平和でよりよい世界の実現に貢献する」という考え方のことです。

② パラリンピック

ア パラリンピックの意義

様々な障害のあるアスリートたちが創意工夫を凝らして限界に挑むパラリンピックは、多様性を認め、誰もが個性や能力を発揮し活躍できる公正な機会が与えられている場です。すなわち、共生社会を具現化するための重要なヒントが詰まっている大会です。また、社会の中にあるバリアを減らしていくことの必要性や、発想の転換が必要であることにも気づかせてくれます。

イ パラリンピックの価値

国際パラリンピック委員会（IPC）がパラリンピックの4つの価値を、次のとおり示しています。

- 「Courage(勇気)」・・・マイナスの感情に向き合い、乗り越えようと思う精神力
- 「Determination(決意)」・・・困難があっても、諦めず限界を突破しようとする力
- 「Equality(平等)」・・・多様性を認め、創意工夫すれば誰もが同じスタートラインに立てることを気づかせる力
- 「Inspiration(インスピレーション)」・・・人の心を揺さぶり、駆り立てる力

ウ パラリンピック・ムーブメントについて

パラリンピックスポーツを通して発信される価値やその意義を通して世の中の人に気づきを与え、より良い社会を作るための社会変革を起こそうとするあらゆる活動のことを指します。パラリンピックムーブメントの推進は、パラリンピアンや大会の関係者だけでなく、社会変革を起こそうとする人、団体すべてが担います。

(2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の概要

○第32回オリンピック競技大会（2020／東京）

開催期間：平成32年(2020年)7月24日(金)～8月9日(日)

実施競技：33競技

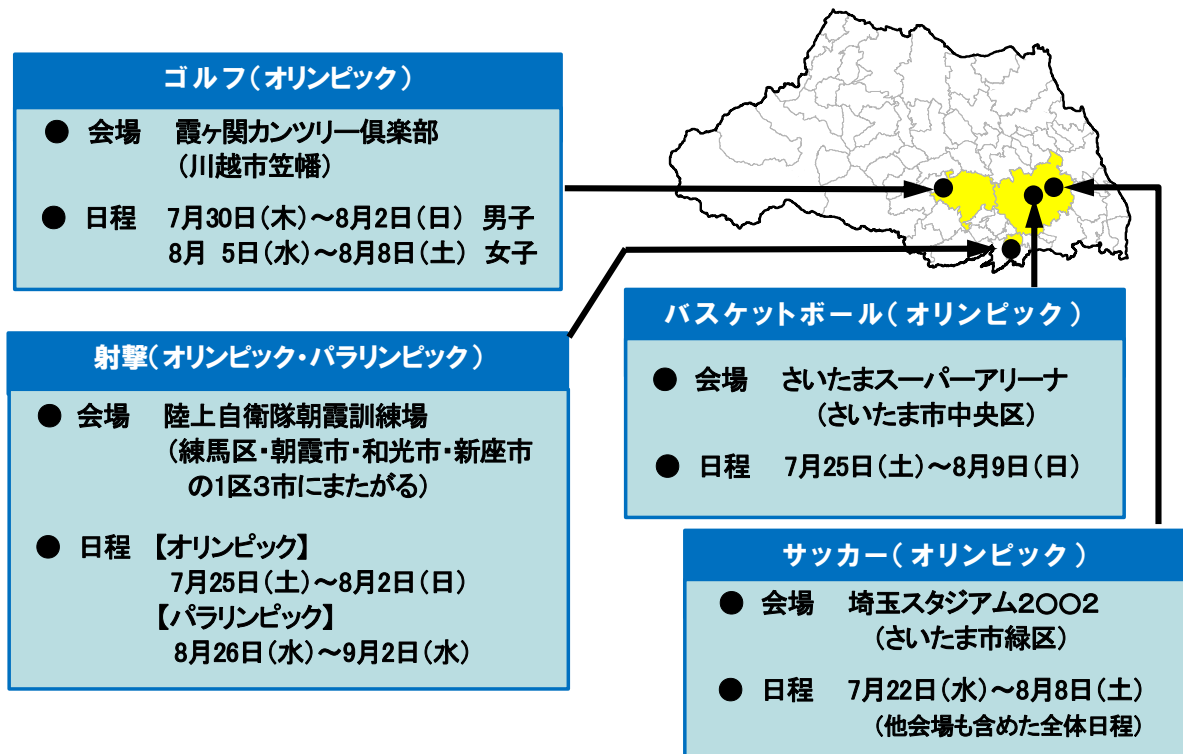
○東京2020パラリンピック競技大会

開催期間：平成32年(2020年)8月25日(火)～9月6日(日)

実施競技：22競技

本県で開催される競技・会場

※競技日程は立候補ファイルによる。



(3) 本県の取組状況

① 気運醸成

- ・ 周年イベントや競技体験会の開催のほか、県内開催競技等をPRするSAITAMA PRIDE アンバサダー（広報大使）の認定等を通じて、大会に向けた気運の醸成を図ります。

② おもてなし

- ・ 観客の利用駅や会場までの動線で案内業務等を行う都市ボランティアの募集や研修による人材育成、管理運営を行います。
- ・ 最寄り駅や会場周辺の多言語対応や公衆無線LAN整備の普及啓発に取り組みます。

③ 事前トレーニングキャンプの誘致

- ・ 地域活性化、観光振興、グローバル化の観点から、市町村と連携してキャンプ誘致を進めます。

④文化・教育プログラム

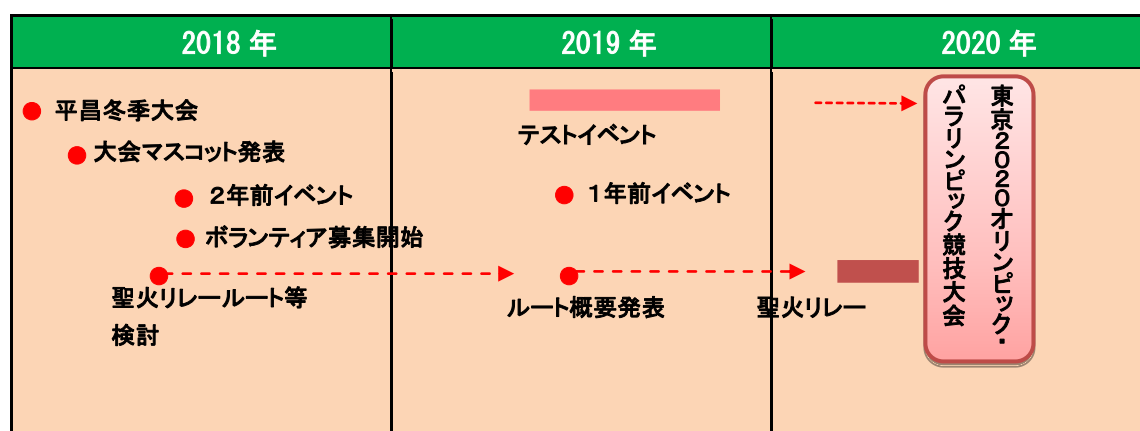
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を本県で育まれてきた文化芸術の魅力を世界に発信する絶好の機会と捉えて、本県の文化芸術の振興を図ります。

- ・ 各学校におけるオリンピック・パラリンピック教育を通じて、スポーツへの関心を高めるとともに、社会の中で役割を果たすことが出来る「人財」の育成等を図ります。

⑤ JOOCとのパートナー都市協定

- ・ 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOOC）と埼玉県が締結した「JOOCパートナー都市協定（平成29年6月16日）」に基づき、トップアスリートの選手強化や、オリンピック・ムーブメントの推進に取り組めます。

(4) 大会に向けた主な予定



3 両大会における本県の推進体制

(1) 推進体制

① 全県的な体制

2020オリンピック・パラリンピック/ラグビーワールドカップ2019埼玉県推進委員会

ア 目的

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019の開催支援準備を進めるとともに、両大会を機に本県のスポーツ振興等を推進する。(設置日：平成27年11月30日)

イ 主な事業

- a 各大会に向けた広報・気運醸成事業
- b 各大会の開催運営支援事業
- c その他必要な事業

ウ 構成

会 長：知事

副会長：県議会議長、県議会ラグビー振興議員連盟会長、県議会東京オリンピック・パラリンピック応援議員連盟副会長、市長会会長、町村会会長、会場市長、両副知事、警察本部長、県教育長

顧問：県選出国會議員、県議會議員、市町村議會議長、県教育委員など

委員：市町村長、スポーツ団体、経済・教育・報道等各関係団体など

エ 部会の設置運営

具体的な事業内容の検討を行うため、以下の部会を設置・運営する。

- a 気運醸成部会
- b ボランティア部会
- c 多言語対応部会
- d 文化・教育部会
- e 環境美化部会

② 庁内体制

2020オリンピック・パラリンピック/ラグビーワールドカップ2019庁内推進会議

ア 目的

全庁的な協力体制を構築するとともに、両大会開催を通じて本県の持続的発展に結び付ける。(設置日：平成27年4月21日 改称日：平成27年11月30日)

イ 検討事項

- a 両大会を円滑に開催するための支援
- b 両大会に関する情報収集及び提供
- c 両大会を契機とした埼玉県の将来的発展に向けた取組の検討、実施
- d 前各号に掲げるほか、両大会に関連する施策の推進に関すること

ウ 構成

議長：知事

副議長：両副知事

委員：各部局長

(2) 埼玉県推進基本計画

両大会の開催準備として埼玉県推進委員会が掲げた基本理念やビジョンの実現に向け、官民を問わず一体となって取り組むべき基本的な事項と方向性をまとめた、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 ラグビーワールドカップ2019 埼玉県推進基本計画」を平成28年5月に策定しました。

【計画の構成】

I 開催概要・計画の背景

II 基本理念・ビジョン

III 両大会に向けた埼玉県推進委員会の取組

- ① スポーツの多様な可能性の実現
- ② 世界に誇れるおもてなし
- ③ 先進的な取組の世界への発信と地域産業の活性化
- ④ 文化・教育プログラムによる本県の魅力発信と多文化理解
- ⑤ ビジョンである「SAITAMA PRIDE」と組織委員会との連携

IV キャンプ誘致ビジョン

V 推進体制とスケジュール

VI その他（附属資料）

基本理念

オール埼玉による取組
スポーツを通じたレガシーの創出

オール埼玉の取組

県や市町村などの自治体や企業、大学、各種団体など、多様な主体が一丸となり、アスリートはもちろんのこと多くの県民に参加・活躍いただく「オール埼玉」体制で両大会を成功に導く。

スポーツを通じたレガシーの創出

前回の東京オリンピックは私たちに将来への夢や希望、そして新たな時代への進化を体感させてくれた。両大会においてもスポーツを中心に様々な施策に取り組み、埼玉の未来の発展につながるレガシーを創出する。

ビジョン

本県のスポーツは、国内有数のプロチーム、世界に誇るスポーツ施設、そして国際大会で活躍するアスリートなど、世界で認められる高いポテンシャルを有している。

これは関東平野の中心にある恵まれた立地条件とともに、郷土埼玉への思いを胸に、世界を相手に自らの手で築き上げてきた結果であり、私たち埼玉県民の誇りである。

この誇りを胸に抱き、堂々と両大会に臨もう！そして、本県スポーツの更なる高みを目指すとともに、様々な分野で世界に通じる新たなステージに向かい、一丸となって取り組もう！

SAITAMA PRIDE

～スポーツ王国の底力を発揮し、埼玉を新たなステージへ～

資 料 編

埼玉県スポーツ推進計画（第2期）における指標

基本目標1 県民誰もがスポーツを楽しむ 元気な埼玉					
No.	指 標	現状値	目標値	指標の定義・選定理由	目標値の根拠
1	【スポーツ実施率】 週に1回以上スポーツをする20歳以上の県民の割合 (埼玉県県政世論調査)	52.9% (平成28年度)	65%以上 (平成34年度)	・ウォーキングや軽い体操、レクリエーション活動などを含めてスポーツを週1回以上行っていると回答した人の割合。 ・スポーツを「する」ことを推進する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	国の第2期スポーツ基本計画では、今後5年間の施策推進の結果として成人のスポーツ実施率を65%程度と見込んでいることから、本計画では5年間で65%以上を目指すこととしてこの目標値を設定。
2	【総合型地域スポーツクラブの活動】 組織運営の点検や評価などにより、運営の改善を図る総合型地域スポーツクラブの割合 (総合型地域スポーツクラブ活動状況調査)	47.3% (平成28年度)	70%以上 (平成34年度)	・総合型地域スポーツクラブの質的充実を図る取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	国の第2期スポーツ基本計画では、今後5年間の施策推進の結果として運営改善等を図るクラブの割合を70%と見込んでいることから、本計画では5年間で70%以上を目指すこととしてこの目標値を設定。
3	【子供のスポーツ意欲】 中学校卒業後も、自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う県内中学2年生の割合 (スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」)	60.3% (平成28年度)	80%以上 (平成34年度)	・子供の頃から、生涯にわたってスポーツを親しむ心を育てる成果を示す数値であることから、この指標を選定。	学校体育や地域・家庭での活動により子供の運動習慣を定着させることを目指して、この目標値を設定。

基本目標2 スポーツの力で築く 魅力あふれる埼玉					
No.	指 標	現状値	目標値	指標の定義・選定理由	目標値の根拠
4	【スポーツ観戦機会の割合】 過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合(プロ・アマを問わず)を実際に会場で観戦する機会があった県民の割合 (県政サポーターアンケート)	35.3% (平成29年度)	50%以上 (平成34年度)	・スポーツ観戦の推進の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	計画期間内にRWC2019、東京2020大会等の国際大会の開催があることから、2人に1人程度への増加を目指して、この目標値を設定。
5	【スポーツボランティアの実施状況】 スポーツイベントやスポーツの指導への協力等、スポーツに関するボランティア活動を行っている県民の割合 (県政サポーターアンケート)	5.1% (平成29年度)	10%以上 (平成34年度)	・スポーツボランティアを行っている状況を示す数値であることから、この指標を選定。	計画期間内にRWC2019、東京2020大会等の国際大会が県内で開催されることを契機に、ボランティア活動などが活発化することを見込み、この目標値を設定。

基本目標3 世界を目指して飛躍する スポーツ王国埼玉					
No.	指 標	現状値	目標値	指標の定義・選定理由	目標値の根拠
6	【アスリートの活躍】 国民体育大会における男女総合成績(天皇杯)	3位 (平成28年)	3位以上 (平成34年)	・国民体育大会における男女総合成績(天皇杯)の順位。 ・本県の選手やチームの競技力の向上を示す数値であることから、この指標を設定。	第1期計画の計画期間中の順位は3位が2回、4位以下が2回であることから、常に3位以上を確保することを目指し、この目標値を設定。
7	【アスリートの活躍】 国際大会における8位以上の年間延べ入賞者数	451人 (平成28年度)	500人以上 (平成34年度)	・本県ゆかりの選手やチームが国際大会において8位以上で入賞した人数。対象は国民体育大会正式種目である41種目とする。 ・本県の選手やチームの競技力の向上を示す数値であることから、この指標を選定。	直近の入賞者数の伸び率を考慮し、入賞者の約1割増加することを目指して、この目標値を設定。

スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）【抄】

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2～3 略

（地方スポーツ推進計画）

第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例

平成18年12月26日
埼玉県条例第70号

(目的)

第1条 この条例は、スポーツ（運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体の運動をいう。以下同じ。）が健康の維持増進、高齢者等の介護予防、青少年の健全育成、地域の連帯感の醸成等に大きく資することを踏まえ、スポーツ振興のまちづくりに関する施策を総合的に実施することにより、県民の健康及び福祉の増進に資することを目的とする。

(責務)

第2条 県は、県民生活においてスポーツの果たす役割の重要性を深く認識して、市町村、スポーツ関係団体（主としてスポーツに関する活動を行う団体をいう。以下同じ。）、事業者及び県民と協力して、この条例の目的が達成されるよう努めなければならない。

(スポーツに関する多様な活動の促進)

第3条 県は、スポーツを通じた地域の連帯感の醸成等が図られるよう、市町村と協力して、スポーツをすること、見ること、若しくは学ぶこと、又はこれらを支えることを促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(生涯スポーツの振興等)

第4条 県は、すべての県民が生涯にわたって、その体力、年齢、技術、関心等に応じてスポーツをすることができるよう、市町村及びスポーツ関係団体と協力して、その機会を提供するものとする。

2 県は、障害者の社会参加を促進するため、障害者の行うスポーツの普及に関し配慮するものとする。

3 県は、スポーツを通じた健康の維持増進及び高齢者等の介護予防に関し、必要な情報を適切に提供するものとする。

(子どもの体力向上及び学校体育の振興)

第5条 県は、市町村その他関係団体と協力して、子どもの体力向上のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、児童及び生徒の行うスポーツに関し、学校教育が果たすべき役割の重要性を踏まえ、市町村その他関係団体と協力して、学校における体育の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの競技力向上)

第6条 県は、スポーツの競技力の向上のため、スポーツ関係団体と協力して、講習会の開催その他指導者の育成及び資質の向上並びに選手の育成のために必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備及び充実等)

第7条 県は、スポーツ施設（設備を含む。以下同じ。）の整備及び充実に努めなければならない。

2 県は、自ら保有する土地、施設等の管理に当たっては、その所在する地域のスポーツ振興のまちづくりに資するよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ施設の整備及び充実に当たっては、民間の資金、土地及び施設の活用を努めるものとする。

4 県は、前三項の規定により県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する措置についての指針を定めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例（平成18年埼玉県条例第70号）第7条第4項の規定に基づき、県が行うスポーツ施設の整備及び充実等について具体的方策を示すことにより、スポーツ振興のまちづくりを推進することを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象とする施設

この指針は、県民のスポーツ（運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体の運動をいう。以下同じ。）の場として利用可能な施設を対象とする。

(2) 指針の位置づけ

この指針は、県が行うスポーツ施設の整備及び充実等についての具体的方策を示すものである。

(3) 施策の推進

この指針に基づく施策の推進に当たっては、県と市町村、県民及び民間事業者との連携・協力の下に、整備及び充実等に努めるものとする。

(4) 指針の見直し

この指針は、社会状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 推進策

1 スポーツ施設の整備及び充実

県は、県民が身近なところで、いつでも気軽にスポーツに親しむことができるよう、次の具体的方策に取り組むこととする。

また、市町村におけるスポーツ施設の効果的・効率的な活用や充実について支援する。

(1) 県所有のスポーツ施設の整備及び充実

ア 県立学校体育施設開放の更なる充実

県民にとって身近なスポーツ施設である学校体育施設をより多くの県民が利用できるよう、県立学校体育施設の開放に当たっては、次の点に留意しながら一層の拡大を図る。

(ア) 利用施設や利用時間の拡大

学校の教育に支障のない範囲で、開放施設を増やしたり開放時間を延長するなど、利用施設や利用時間の拡大を図る。

(イ) 学校開放に配慮した学校体育施設の整備の推進

学校の体育施設の改修等に当たっては、県民の利用に配慮した施設整備を推進する。

(ウ) 開放施設の情報提供の充実

各学校の開放施設、申込み方法、予約状況等についての情報をホームページにおいて提供する。

(エ) 住民参加による管理運営の推進

学校開放を進めるに当たっては、学校の教育に支障のない範囲で、住民の意向を反映するよう努めるものとする。

イ スポーツ施設におけるスポーツ教室などの充実

地域のスポーツクラブ、運動部活動の指導者、県内スポーツ団体の協力を得ながら、多種多様な種目についてスポーツ教室などの充実を図る。

ウ 施設の多種目利用の推進

県民の多様なスポーツニーズに対応するため、様々なスポーツ活動が実施できるよう、施設の多種目利用を推進する。

エ 競技力向上及び健康増進を図るトレーニング機能等の充実

トレーニングなど選手強化のための機能の充実や健康・体力づくりについての専門的指導者の養成などを図る。

オ 自然体験・野外活動施設の充実

キャンプなどの自然体験活動が行える施設について各施設の特徴を生かした機能の充実を図る。

カ より使いやすいスポーツ施設の整備

スポーツ施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進する。

キ ホームページによる利用予約や空き情報の提供の推進

スポーツ施設の有効活用の推進と施設利用者の利便性の向上を図るため、ホームページによるスポーツ施設の利用予約や空き情報の提供を推進する。

ク 安全管理の徹底

スポーツ施設を利用して県民が安心してスポーツができるよう、施設・設備の安全管理の徹底を図る。

(2) 市町村所有のスポーツ施設の効果的・効率的な活用や充実への支援

ア スポーツ振興のまちづくりを推進する市町村への助成

市町村への補助制度を活用して、スポーツ振興のまちづくりを推進する。

イ 相互協力の促進

市町村スポーツ施設の有効活用を図り広く県民の利用に供するよう、近隣市町村によるスポーツ施設等の相互協力を促進する。

ウ 未利用期間のある施設の活用

市町村が所管するプールの駐車場など、本来用途に使用されない期間のある施設について、スポーツ活動の「場」として活用するよう促進する。

エ ホームページによる利用予約や空き情報の提供の一元化の推進

県や市町村など施設管理者が異なっても、利用者が各施設の予約システム等を容易に利用できるようなホームページ（リンク用ページ）を開設する。

オ 住民の参加による管理運営の促進

学校開放を進めるに当たっては、住民の意向を反映するよう促進する。

2 スポーツ施設以外の県有地や県有施設の活用

県は、県民の多様なスポーツ活動の実現に向けて「場の提供」を図るため、スポーツ施設以外の県有地や県有施設を所管する部局の連携の下、次の具体的方策に取り組むこととする。

(1) 一般への貸出し目的以外で保有する施設の開放

一般への貸出し目的以外で保有しているスポーツ活動が可能な施設について開放を進め、県民の利用機会を拡大する。

(2) 事業予定地等の有効活用の推進

県民のスポーツニーズに応えるため、事業予定地など本来の用途以外にも活用が可能な施設について、本来用途に支障のない範囲での有効活用を図る。

(3) 高校再編整備に伴う学校体育施設の活用

高校再編整備に伴う学校体育施設については、新たな用途による使用が開始されるまでの間は、可能な限り県民のスポーツ施設として開放する。

3 民間の資金、土地及び施設の活用

民間の資金や施設等を活用し、県民のスポーツ活動の「場の提供」を図るため、次の具体的方策に取り組むこととする。

(1) PFI手法の活用

新たなスポーツ施設の整備や改修に当たっては、PFI手法の有効性を確認した上で、その積極的な活用を図る。

(2) 指定管理者制度の活用

指定管理者制度導入を進め、民間のノウハウを活用し、多様化する県民ニーズに対応した効果的・効率的な運営とサービスの向上に努めるものとする。

(3) 民間の所有する施設等の活用の促進

企業や大学が貸出し目的以外で所有するスポーツ施設を地域に開放するなど、県民のスポーツ活動の場として、民間の所有する施設等を活用するよう促進する。

第3 施行日

この指針は、平成20年1月1日から施行する。

参考とした主な調査の概要一覧

1 埼玉県：平成28年度 県政世論調査

対象	対象者数	回収数 (回収率)	調査方法	実施時期	抽出方法
県内在住満18歳以上の男女個人	3,000人	2,175人 (72.5%)	調査員による個別面接聴取法	平成28年7月	住民基本台帳による層化二段無作為抽出法

2 埼玉県：県政サポーターアンケート（第105回簡易アンケート）

対象	対象者数	回収数 (回収率)	調査方法	実施時期	その他
県内在住県政サポーター	2,910人	1,974人 (67.8%)	インターネット	平成29年4月	事前に登録している「県政サポーター」を対象に県政の課題に係るアンケート調査の一環で実施

3 埼玉県スポーツ振興課：スポーツに関する県民意識・実態調査（平成28年度）

対象	回答者数	調査方法	実施時期	抽出方法	
県内在住満20歳以上の男女個人	4,500人	インターネット	平成28年8月	インターネット調査会社モニターを対象に性別、年代別、地域別から抽出	
児童生徒	小学校5年生	387人	質問紙調査	平成28年7月	埼玉県内全公立学校について学校種別に地域バランスを配慮し無作為に抽出した学校の1学級
	中学校2年生	412人			
	高等学校2年生	463人			

4 スポーツ庁：平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

対象	調査対象学校 総数	参加学校数 (参加率)	調査事項	実施時期
小学校5年生	20,516校	20,272校 (98.8%)	(1) 児童生徒に関する調査 ・実技に関する調査 ・質問紙調査 (運動習慣、生活習慣等) (2) 学校に対する調査 子供の体力向上に係る取組等	平成28年4月下旬～7月末
中学校2年生	10,892校	10,593校 (97.3%)		

5 笹川スポーツ財団：地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）

対象	回答者数	調査方法	実施時期	その他
インターネット調査会社が保有するリサーチモニターのうち、以下に該当する者 ・障害児・者本人あるいは同居する家族で障害児・者がある ・障害児がいる場合7歳以上である	4,951人	インターネット	平成27年7月	兄弟、姉妹、第2子以降の子で障害児・者が複数いる場合は、それぞれ年齢が一番上の者についてのみ、回答を依頼した。

